

議案第 6 1 号

宝塚市市税条例及び宝塚市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市市税条例及び宝塚市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 3 0 年（2 0 1 8 年）5 月 2 2 日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市条例第 号

宝塚市市税条例及び宝塚市都市計画税条例の一部を改正する条例
(宝塚市市税条例の一部改正)

第 1 条 宝塚市市税条例（昭和 2 9 年条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条を削り、第 5 条の 2 を第 5 条とする。

第 2 4 条第 1 項中「によって」を「により」に改め、同条第 5 項中「この節」の次に「（第 5 0 条第 1 0 項から第 1 2 項までを除く。）」を加える。

第 2 5 条第 1 項中「によって」を「により」に改め、同項第 2 号中「1 2 5 万円」を「1 3 5 万円」に改め、同条第 2 項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、「得た金額」の次に「に 1 0 万円を加算した金額」を加える。

第 3 3 条第 2 項中「当該」を「同表の」に改める。

第 3 5 条の 2 中「扶養控除額を、」の次に「前年の合計所得金額が 2, 5 0 0 万円以下である」を加える。

第 3 5 条の 6 中「所得割の納税義務者」を「前年の合計所得金額が 2, 5 0 0 万円以下である所得割の納税義務者」に改め、同条第 1 号ア及び第 2 号ア中「においては」を「には」に改める。

第 3 7 条の 2 第 1 項中「の者」を「に掲げる者」に改め、同項ただし書中「配偶者特別控除額」の次に「（所得税法第 2 条第 1 項第 3 3 号の 4 に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）」を加え、同条第 4 項中「においては」を「には」に改め、同条第 5 項中「においては」を「には」に、「、第 1 項」を「、同項」に改め、同条第 6 項から第 8 項までの規定中「においては」を「には」に、「の者」を「に掲げる者」に改める。

第 4 9 条の 3 中「（以下この節）」を「（次条第 1 項）」に改める。

第49条の5第1項中「においては」を「には」に、「以下この節」を「次条第2項」に改め、同条第3項中「第49条の5第1項」との次に「、「の特別徴収義務者」とあるのは「（同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。）の特別徴収義務者」と」を加える。

第50条第1項中「による申告書」の次に「（第10項及び第11項において「納税申告書」という。）」を加え、同条に次の3項を加える。

10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、法第761条に規定する地方税共同機構（第12項において「機構」という。）を経由して行う方法その他施行規則で定める方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

11 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例の規定を適用する。

12 第10項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に市長に到達したものとみなす。

第87条を第87条の2とし、第2章第4節中同条の前に次の1条を加える。

（製造たばこの区分）

第87条 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

（1）喫煙用の製造たばこ

ア 紙巻たばこ

イ 葉巻たばこ

ウ パイプたばこ

エ 刻みたばこ

オ 加熱式たばこ

（2）かみ用の製造たばこ

(3) かぎ用の製造たばこ

第88条の次に次の1条を加える。

(製造たばことみなす場合)

第88条の2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの(たばこ事業法第3条第1項に規定する会社(以下この条において「会社」という。))、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。)は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

第89条第1項中「第87条第1項」を「第87条の2第1項」に改め、「消費等」の次に「(以下この条及び第93条において「売渡し等」という。)」を加え、同条第2項中「前項の製造たばこ」の次に「(加熱式たばこを除く。)」を加え、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に、「当該右欄」を「同表の右欄」に改め、同項後段を削り、同項の表中「ア パイプたばこ」を「ア 葉巻たばこ」に、「イ 葉巻たばこ」を「イ パイプたばこ」に改め、同条第4項中「前項」を「前2項」に改め、「関し、」の次に「第4項の」を、「重量」の次に「又は前項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量」を加え、同項を同条第6項とし、同項の前に次の1項を加える。

5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量(同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。)に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

第89条第3項中「前項」を「第2項」に改め、「の重量を」の次に「紙巻たばこの」を加え、「場合の」を「場合又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における」に、「第87条第1項

の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に、「同欄」を「第87条」に、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の1グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則第16条の2の2で定めるものに係る部分の重量を除く。）の0.4グラムをもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。）をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

ア 売渡し等の時における小売定価（たばこ事業法第33条第1項又は第2項の認可を受けた小売定価をいう。）が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。）

イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法(昭和59年法律第72号)第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額

第89条に次の4項を加える。

7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号アに定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

10 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、施行規則で定めるところによる。

第90条中「5, 262円」を「5, 692円」に改める。

第91条第3項中「第87条」を「第87条の2」に改める。

第93条第1項中「によって」を「により」に、「第87条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に改める。

附則第4条の3第1項中「得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加える。

附則第9条の2を次のように改める。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第9条の2 法附則第15条第2項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

2 法附則第15条第2項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

3 法附則第15条第2項第6号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

4 法附則第15条第8項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

5 法附則第15条第18項に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第18項に規定する市町村の条例で定める割合は、

2分の1)とする。

6 法附則第15条第28項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

7 法附則第15条第29項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

8 法附則第15条第29項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

9 法附則第15条第29項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

10 法附則第15条第30項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

11 法附則第15条第30項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

12 法附則第15条第32項第1号イに規定する設備について同号イに規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

13 法附則第15条第32項第1号ロに規定する設備について同号ロに規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

14 法附則第15条第32項第1号ハに規定する設備について同号ハに規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

15 法附則第15条第32項第1号ニに規定する設備について同号ニに規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

16 法附則第15条第32項第1号ホに規定する設備について同号ホに規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

17 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号イに規定する市町村の条例で定める割合は、12分の7とする。

18 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号ロに規定する市町村の条例で定める割合は、12分の7とする。

19 法附則第15条第32項第3号イに規定する設備について同号イに規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

20 法附則第15条第32項第3号ロに規定する設備について同号ロに規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

2 1 法附則第 1 5 条第 3 2 項第 3 号ハに規定する設備について同号ハに規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 1 とする。

2 2 法附則第 1 5 条第 3 7 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。

2 3 法附則第 1 5 条第 3 9 項に規定する市町村の条例で定める割合は、5 分の 4 とする。

2 4 法附則第 1 5 条第 4 4 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 1 とする。

2 5 法附則第 1 5 条第 4 5 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。

2 6 法附則第 1 5 条第 4 7 項に規定する市町村の条例で定める割合は、0 とする。

2 7 法附則第 1 5 条の 8 第 2 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。

附則第 9 条の 4 を削る。

附則第 1 2 条の 2 の前の見出し中「昭和 4 7 年度」を「平成 6 年度」に改める。

附則第 1 5 条の 3 第 1 項第 3 号中「平成 3 1 年 3 月 3 1 日」を「平成 3 1 年 9 月 3 0 日」に改め、同条第 3 項中「第 8 7 条第 1 項」を「第 8 7 条の 2 第 1 項」に改め、同条第 5 項中「前項に」を「前項の」に改め、同条第 1 2 項中「平成 3 1 年 4 月 1 日」を「平成 3 1 年 1 0 月 1 日」に、「1, 2 6 2 円」を「1, 6 9 2 円」に改め、同条第 1 3 項の表第 4 項の項中「平成 3 1 年 4 月 3 0 日」を「平成 3 1 年 1 0 月 3 1 日」に改め、同表第 5 項の項中「平成 3 1 年 9 月 3 0 日」を「平成 3 2 年 3 月 3 1 日」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第 1 5 条の 3 の 2 平成 3 0 年 1 0 月 1 日前に法第 4 6 5 条第 1 項に規定する売渡し又は同条第 2 項に規定する売渡し若しくは消費等（法第 4 6 9 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する売渡しを除く。）が行われた製造たばこ（前条第 1 項に規定する紙巻たばこ 3 級品を除く。以下この項及び第 5 項において「製造たばこ」という。）を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（第 8 7 条の 2 第 1 項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成 3 0 年法律第 7 号）附則第 5 1 条第 1 項の規定によ

り製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第24号）別記第2号様式による申告書を平成30年10月31日までに市長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成31年4月1日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第20条、第93条第4項及び第5項、第95条の2並びに第96条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第20条各号列記以外の部分	第93条第1項若しくは第2項	附則第15条の3の2第3項
第20条第2号	第93条第1項若しくは第2項	附則第15条の3の2第2項
第20条第3号	第93条第1項若しくは第2項の申告書又は第136条第1項の申告書で、その提出期限	附則第15条の3の2第3項の納期限
第93条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年

	様式	総務省令第24号)別記第2号様式
第93条第5項	第1項又は第2項	附則第15条の3の2第3項
第95条の2第1項	第93条第1項又は第2項	附則第15条の3の2第2項
	当該各項	同項
第96条第2項	第93条第1項又は第2項	附則第15条の3の2第3項

5 第94条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

附則第16条の2第3項中「第37条の7」を「第37条の6」に、「第37条の9の4又は第37条の9の5」を「第37条の8又は第37条の9」に改める。

第2条 宝塚市市税条例の一部を次のように改正する。

第89条第3項中「0.8」を「0.6」に、「0.2」を「0.4」に改める。

附則9条の2第24項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、同条第25項中「附則第15条第45項」を「附則第15条第44項」に改め、同条第26項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第46項」に改める。

第3条 宝塚市市税条例の一部を次のように改正する。

第89条第3項中「0.6」を「0.4」に、「0.4を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び」を「0.6を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び」に、「0.4を乗じて計算した紙巻たばこの本数の」を「0.6を乗じて計算した紙巻たばこの本数の」に

改め、同項第3号中「附則第48条第1項第1号」を「附則第48条第1項第2号」に改める。

第90条中「5,692円」を「6,122円」に改める。

附則第15条の3の2第1項中「平成30年10月1日」を「平成32年10月1日」に、「附則第51条第1項」を「附則第51条第9項」に改め、同条第2項中「平成30年10月31日」を「平成32年11月2日」に改め、同条第3項中「平成31年4月1日」を「平成33年3月31日」に改める。

第4条 宝塚市市税条例の一部を次のように改正する。

第89条第3項中「0.4」を「0.2」に、「0.6」を「0.8」に改め、同項第3号中「所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第2号に定める」を「たばこ税法（昭和59年法律第72号）第11条第1項に規定する」に改め、同号イ中「（昭和59年法律第72号）」を削る。

第90条中「6,122円」を「6,552円」に改める。

附則第15条の3の2第1項中「平成32年10月1日」を「平成33年10月1日」に、「附則第51条第9項」を「附則第51条第11項」に改め、同条第2項中「平成32年11月2日」を「平成33年11月1日」に改め、同条第3項中「平成33年3月31日」を「平成34年3月31日」に改める。

第5条 宝塚市市税条例の一部を次のように改正する。

第88条の2中「及び次条第3項第1号」を削る。

第89条第3項中「第1号」を「次」に改め、「紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した」を削り、同項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とし、同条第4項中「又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合」を削り、同条第5項中「第3項第2号」を「第3項第1号」に改め、同条第7項中「第3項第3号」を「第3項第2号」に改め、同条第8項中「第3項第3号ア」を「第3項第2号ア」に改め、同条第9項を削り、同条第10項を同条第9項とする。

（宝塚市都市計画税条例の一部改正）

第6条 宝塚市都市計画税条例（昭和33年条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第４項（見出しを含む。）中「附則第１５条第４４項」を「附則第１５条第４３項」に改め、附則第５項（見出しを含む。）中「附則第１５条第４５項」を「附則第１５条第４４項」に改め、附則第１８項中「第４４項、第４５項」を「第４３項、第４４項」に、「第４８項」を「第４７項」に改める。

附 則

（施行期日）

第１条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- （１） 第１条中宝塚市市税条例第８７条を第８７条の２とし、第２章第４節中同条の前に１条を加える改正規定、第８８条の次に１条を加える改正規定、第８９条から第９１条まで及び第９３条の改正規定並びに附則第１５条の３の改正規定（同条第５項の改正規定を除く。）及び同条の次に１条を加える改正規定並びに附則第４条第１項の規定 平成３０年１０月１日
- （２） 第１条中宝塚市市税条例第２５条第２項の改正規定（「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分に限る。）及び第３７条の２第１項ただし書の改正規定並びに附則第１６条の２第３項の改正規定並びに次条第１項の規定 平成３１年１月１日
- （３） 第２条（次号に掲げる部分を除く。）及び第６条の規定 平成３１年４月１日
- （４） 第２条中宝塚市市税条例第８９条第３項の改正規定及び附則第４条第２項の規定 平成３１年１０月１日
- （５） 第１条中宝塚市市税条例第２４条第５項及び第５０条第１項の改正規定並びに同条に３項を加える改正規定並びに次条第３項の規定 平成３２年４月１日
- （６） 第３条及び附則第４条第３項の規定 平成３２年１０月１日
- （７） 第１条中宝塚市市税条例第２５条第１項第２号の改正規定、同条第２項の改正規定（第２号に掲げる改正規定を除く。）、第３５条の２の改正規定、第３５条の６の改正規定（同条第１号ア及び第２号アの改正規定を除く。）並びに附則第４条の３の改正規定並びに次条第２項の規定 平成３３年１月１日
- （８） 第４条及び附則第４条第４項の規定 平成３３年１０月１日
- （９） 第５条及び附則第４条第５項の規定 平成３４年１０月１日
- （１０） 第１条中宝塚市市税条例附則第９条の２の改正規定（同条第２６項に係る部分に

限る。) 生産性向上特別措置法(平成30年法律第 号)の施行の日又はこの
条例の施行の日のいずれか遅い日

(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の宝塚市市税条例の規定中個人の市民税に
関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年
度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 前条第7号に掲げる規定による改正後の宝塚市市税条例の規定中個人の市民税に関す
る部分は、平成33年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成32年度分
までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 第1条の規定による改正後の宝塚市市税条例(次条において「新条例」という。)第
24条第5項及び第50条第10項から第12項までの規定は、前条5号に掲げる規定
の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業
年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及
び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例附則第9条の2第1項の規定は、平成30年4月1日以後に取得した地方
税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)第1条の規定による改正後の地
方税法(以下この条において「新法」という。)附則第15条第2項第1号に規定する
施設又は設備に対して課する平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

2 新条例附則第9条の2第4項の規定は、平成30年4月1日以後に取得した新法附則
第15条第8項に規定する雨水貯留浸透施設に対して課する平成31年度以後の年度分
の固定資産税について適用する。

3 新条例附則第9条の2第7項の規定は、平成30年4月1日以後に指定された新法附
則第15条第29項第1号に規定する指定避難施設避難用部分に対して課する平成31
年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 新条例附則第9条の2第8項の規定は、平成30年4月1日以後に協定を締結した新
法附則第15条第29項第2号に規定する協定避難用部分に対して課する平成31年度
以後の年度分の固定資産税について適用する。

5 新条例附則第9条の2第9項の規定は、平成30年4月1日以後に協定を締結した新
法附則第15条第29項第3号に規定する協定避難用部分に対して課する平成31年度

以後の年度分の固定資産税について適用する。

- 6 新条例附則第9条の2第10項の規定は、平成30年4月1日以後に指定された新法附則第15条第30項第1号に規定する指定避難用償却資産に対して課する平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 7 新条例附則第9条の2第11項の規定は、平成30年4月1日以後に協定を締結した新法附則第15条第30項第2号に規定する協定避難用償却資産に対して課する平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 8 新条例附則第9条の2第12項から第16項までの規定は、平成30年4月1日以後に取得した新法附則第15条第32項第1号イ、ロ、ハ、ニ及びホに規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 9 新条例附則第9条の2第17項及び第18項の規定は、平成30年4月1日以後に取得した新法附則第15条第32項第2号イ及びロに規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 10 新条例附則第9条の2第19項から第21項までの規定は、平成30年4月1日以後に取得した新法附則第15条第32項第3号イ、ロ及びハに規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 11 新条例附則第9条の2第26項の規定は、生産性向上特別措置法の施行の日以後に新法附則第15条第47項に規定する認定先端設備等導入計画に従って取得した先端設備等に対して課する平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 12 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得した第1条の規定による改正前の宝塚市市税条例附則第9条の4に規定する対象償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

- 第4条 附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。
- 2 附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。
 - 3 附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たば

こ税については、なお従前の例による。

4 附則第1条第8号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

5 附則第1条第9号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

議案第 6 1 号

宝塚市市税条例及び宝塚市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市市税条例(昭和29年条例第32号)新旧対照表 (第 1 条による改正関係)

※この新旧対照表中附則第4条の3の改正規定に係る部分については、宝塚市市税条例(昭和29年条例第32号)に宝塚市市税条例の一部を改正する条例(平成29年条例第19号)が溶け込んだものを現行として作成しています。

現行	改正案
<u>(徴税吏員の証票等の様式)</u> 第5条 前条の証票並びに納税者又は特別徴収義務者に対して発する書類及びこれらの者が提出すべき書類で市長が必要であると認めるものの様式は、別に市長が定める。 (行政手続条例の適用除外) 第5条の2 (略) (市民税の納税義務者等) 第24条 市民税は、第1号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額によって、第3号の者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額によって、第2号及び第4号の者に対しては均等割額によって、第5号の者に対しては法人税割額によって課する。 (1)～(5) (略) 2～4 (略) 5 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第33条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。)又は法人課税信託の引受けを行うものは法人とみなして、この節の 規定中法人の市民税に関する規定を適用する。 (個人の市民税の非課税の範囲) 第25条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税(第2号に該当する者にあつては、第52条の2の規定によって課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。))を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。 (1) (略) (2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫(これらの者の前年の合計所得金額が<u>125万円</u>を超える場合を除く。)	(行政手続条例の適用除外) 第5条 (略) (市民税の納税義務者等) 第24条 市民税は、第1号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額により、第3号の者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額により、第2号及び第4号の者に対しては均等割額により、第5号の者に対しては法人税割額により課する。 (1)～(5) (略) 2～4 (略) 5 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第33条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。)又は法人課税信託の引受けを行うものは法人とみなして、この節(第50条第10項から第12項までを除く。)の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。 (個人の市民税の非課税の範囲) 第25条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税(第2号に該当する者にあつては、第52条の2の規定により課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。))を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。 (1) (略) (2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫(これらの者の前年の合計所得金額が<u>135万円</u>を超える場合を除く。)

2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が35万円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額_____（その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に21万円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。

(均等割の税率)

第33条 (略)

2 第24条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める額とする。

表 (略)

3 · 4 (略)

(所得控除)

第35条の2 所得割の納税義務者が、法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合においては、同条第1項及び第3項から第12項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦(寡夫)控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、

____所得割の納税義務者については同条第2項、第7項及び第12項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

(調整控除)

第35条の6 所得割の納税義務者

は、その者の第35条の3の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除する。

(1) 当該納税義務者の第35条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額(以下この条において「合計課税所得金額」という。)が200万円以下である場合 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の

2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合）には、当該金額に21万円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。

(均等割の税率)

第33条 (略)

2 第24条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

表 (略)

3 · 4 (略)

(所得控除)

第35条の2 所得割の納税義務者が、法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合においては、同条第1項及び第2項から第12項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦(寡夫)控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については同条第2項、第7項及び第12項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

(調整控除)

第35条の6 前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、その者の第35条の3の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除する。

(1) 当該納税義務者の第35条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額(以下この条において「合計課税所得金額」という。)が200万円以下である場合 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の

100分の3に相当する金額

ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合においては、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

イ (略)

(2) 当該納税義務者の合計課税所得金額が200万円を超える場合 アに掲げる金額からイに掲げる金額を控除した金額(当該金額が5万円を下回る場合には、5万円とする。)の100分の3に相当する金額

ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合においては、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

イ (略)

(市民税の申告)

第37条の2 第24条第1項第1号の者

は、3月15日までに、別に定める様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額

若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第35条の7第1項及び第2項の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得

100分の3に相当する金額

ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合には、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

イ (略)

(2) 当該納税義務者の合計課税所得金額が200万円を超える場合 アに掲げる金額からイに掲げる金額を控除した金額(当該金額が5万円を下回る場合には、5万円とする。)の100分の3に相当する金額

ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合には、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

イ (略)

(市民税の申告)

第37条の2 第24条第1項第1号に掲げる者

は、3月15日までに、別に定める様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。)

若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第35条の7第1項及び第2項の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得

等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第25条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)並びに市民税の課税免除者として規則で定める者については、この限りでない。

2・3 (略)

4 給与所得等以外の所得を有しなかった者(第1項又は前項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)は、雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除又は寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合においては、3月15日までに、施行規則で定める様式による申告書を市長に提出しなければならない。

5 第1項ただし書に規定する者(第3項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)は、前年中において純損失又は雑損失の金額がある場合においては、3月15日までに、第1項の申告書を市長に提出することができる。

6 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、第24条第1項第1号の者 のうち所得税法第226条第1項若しくは第3項の規定により前年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付されるもの又は同条第4項ただし書の規定により給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるものに当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。

7 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、第24条第1項第2号の者 に、3月15日までに、賦課期日現在において市内に有する事務所、事業所又は家屋敷の所在その他必要な事項を申告させることができる。

8 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、新たに第24条第1項第3号又は第4号の者 に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から2月以内に、その名称、主たる事務所又は事業所の所在及び法人番

等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第25条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)並びに市民税の課税免除者として規則で定める者については、この限りでない。

2・3 (略)

4 給与所得等以外の所得を有しなかった者(第1項又は前項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)は、雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除又は寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合には 、3月15日までに、施行規則で定める様式による申告書を市長に提出しなければならない。

5 第1項ただし書に規定する者(第3項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)は、前年中において純損失又は雑損失の金額がある場合には 、3月15日までに、同項の申告書を市長に提出することができる。

6 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には 、第24条第1項第1号に掲げる者のうち所得税法第226条第1項若しくは第3項の規定により前年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付されるもの又は同条第4項ただし書の規定により給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるものに当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。

7 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には 、第24条第1項第2号に掲げる者に、3月15日までに、賦課期日現在において市内に有する事務所、事業所又は家屋敷の所在その他必要な事項を申告させることができる。

8 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には 、新たに第24条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から2月以内に、その名称、主たる事務所又は事業所の所在及び法人番

号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。))第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。)(法人番号を有しない者にあつては、名称及び主たる事務所又は事業所の所在)、代表者又は管理人の氏名、市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。

(特別徴収義務者)

第49条の3 前条第1項の規定による特別徴収に係る年金所得に係る特別徴収税額の特別徴収義務者は、当該年度の初日において特別徴収対象年金所得者に対して特別徴収対象年金給付(法第321条の7の4第2項の特別徴収対象年金給付をいう。以下この節において同じ。))の支払をする者(以下この節において「年金保険者」という。))とする。

(年金所得に係る仮特別徴収税額等)

第49条の5 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、前条第2項の支払回数割特別徴収税額を徴収されていた特別徴収対象年金所得者について、老齢等年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合においては、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額として年金所得に係る仮特別徴収税額(当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第45条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収した場合においては、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額)の2分の1に相当する額をいう。以下この節において同じ。))を、当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収する。

号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。))第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。)(法人番号を有しない者にあつては、名称及び主たる事務所又は事業所の所在)、代表者又は管理人の氏名、市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。

(特別徴収義務者)

第49条の3 前条第1項の規定による特別徴収に係る年金所得に係る特別徴収税額の特別徴収義務者は、当該年度の初日において特別徴収対象年金所得者に対して特別徴収対象年金給付(法第321条の7の4第2項の特別徴収対象年金給付をいう。以下この節において同じ。))の支払をする者(次条第1項において「年金保険者」という。))とする。

(年金所得に係る仮特別徴収税額等)

第49条の5 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、前条第2項の支払回数割特別徴収税額を徴収されていた特別徴収対象年金所得者について、老齢等年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合には、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額として年金所得に係る仮特別徴収税額(当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第45条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収した場合においては、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額)の2分の1に相当する額をいう。次条第2項において同じ。))を、当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収する。

3 第49条の3及び前条の規定は、第1項の規定による特別徴収について準用する。この場合において、これらの規定中「年金所得に係る特別徴収税額」とあるのは「年金所得に係る仮特別徴収税額」と、第49条の3中「前条第1項」とあるのは「第49条の5第1項」と

、前条第1項及び第2項中「支払回数割特別徴収税額」とあるのは「支払回数割仮特別徴収税額」と、同項中「の属する年の10月1日から翌年の3月31日」とあるのは「からその日の属する年の9月30日」と読み替えるものとする。

(法人の市民税の申告納付)

第50条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書

を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあってはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあっては遅滞なく市長に提出し、その申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

2～9 (略)

3 第49条の3及び前条の規定は、第1項の規定による特別徴収について準用する。この場合において、これらの規定中「年金所得に係る特別徴収税額」とあるのは「年金所得に係る仮特別徴収税額」と、第49条の3中「前条第1項」とあるのは「第49条の5第1項」と、「の特別徴収義務者」とあるのは「(同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。)」の特別徴収義務者」と、前条第1項及び第2項中「支払回数割特別徴収税額」とあるのは「支払回数割仮特別徴収税額」と、同項中「の属する年の10月1日から翌年の3月31日」とあるのは「からその日の属する年の9月30日」と読み替えるものとする。

(法人の市民税の申告納付)

第50条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書(第10項及び第11項において「納税申告書」という。)

を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあってはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあっては遅滞なく市長に提出し、その申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

2～9 (略)

10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、法761条に規定する地方税共同機構(第12項において「機構」という。)を経由して行う方法その他施行規則で定める方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

11 前項の規定により行われた同項の申告に

(市たばこ税の納税義務者等)
第87条 (略)

(たばこ税の課税標準)

については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例の規定を適用する。

12 第10項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録がされた時に市長に到達したものとみなす。

(製造たばこの区分)

第87条 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

(1) 喫煙用の製造たばこ

ア 紙巻たばこ

イ 葉巻たばこ

ウ パイプたばこ

エ 刻みたばこ

オ 加熱式たばこ

(2) かみ用の製造たばこ

(3) かぎ用の製造たばこ

(市たばこ税の納税義務者等)

第87条の2 (略)

(製造たばことみなす場合)

第88条の2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの(たばこ事業法第3条第1項に規定する会社(以下この条において「会社」という。)、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。)は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

(たばこ税の課税標準)

第89条 たばこ税の課税標準は、第87条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等

に係る製造たばこの本数とする。

- 2 前項の製造たばこの本数は、喫煙用の紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める重量をもって喫煙用の紙巻たばこの1本に換算するものとする。この場合において、製造たばこ代用品の区分については、当該製造たばこ代用品の性状による。

【別記1 参照】

第89条 たばこ税の課税標準は、第87条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(以下この条及び第93条において「売渡し等」という。)に係る製造たばこの本数とする。

- 2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。

【別記1 参照】

- 3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 加熱式たばこ(特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。)の重量の1グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則第16条の2の2で定めるものに係る部分の重量を除く。)の0.4グラムをもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額(所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成10年法律第137号)第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。)をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

3 前項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を_____本数に換算する場合の

_____計算は、第87条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同欄に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を喫煙用の紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

4 前項の計算に関し、_____製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量_____

_____に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

ア 売渡し等の時における小売定価(たばこ事業法第33条第1項又は第2項の認可を受けた小売定価をいう。)が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額(消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。)

イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法(昭和59年法律第72号)第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額

4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等

_____に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第87条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこ_____の本数に換算する方法により行うものとする。

5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量(同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。)に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

6 前2項の計算に関し、第4項の製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量又は前項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行

(たばこ税の税率)

第90条 たばこ税の税率は、1,000本につき
5,262円とする。

(たばこ税の課税免除)

第91条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定によりたばこ税を免除された製造たばこにつき、法第469条第1項第1号に規定する輸出業者が小売販売業者若しくは消費者等に売渡しをし、又は消費等をした場合には、当該製造たばこについて、当該輸出業者を卸売販売業者等とみなして、第87条の規定を適用する。

(たばこ税の申告納付の手続)

第93条 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における第87条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第91条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書

うものとする。

8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号アに定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

10 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、施行規則で定めるところによる。

(たばこ税の税率)

第90条 たばこ税の税率は、1,000本につき
5,692円とする。

(たばこ税の課税免除)

第91条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定によりたばこ税を免除された製造たばこにつき、法第469条第1項第1号に規定する輸出業者が小売販売業者若しくは消費者等に売渡しをし、又は消費等をした場合には、当該製造たばこについて、当該輸出業者を卸売販売業者等とみなして、第87条の2の規定を適用する。

(たばこ税の申告納付の手続)

第93条 前条の規定により たばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等

にに係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第91条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書

によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第91条第2項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2～5 （略）

附 則

（個人の市民税の所得割の非課税の範囲等）

第4条の3 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第26条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者に対しては、第24条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。

2・3 （略）

（法附則第15条第2項第2号等の条例で定める割合）

第9条の2 法附則第15条第2項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

2 法附則第15条第2項第6号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

3 法附則第15条第18項に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第18項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1）とする。

4 法附則第15条第28項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

5 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

6 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の4とする。

7 法附則第15条第44項に規定する市町村の

によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第91条第2項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2～5 （略）

附 則

（個人の市民税の所得割の非課税の範囲等）

第4条の3 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第26条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者に対しては、第24条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。

2・3 （略）

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第9条の2 法附則第15条第2項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

2 法附則第15条第2項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

3 法附則第15条第2項第6号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

4 法附則第15条第8項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

5 法附則第15条第18項に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第18項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1）とする。

6 法附則第15条第28項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

7 法附則第15条第29項第1号に規定する市町

条例で定める割合は、3分の1とする。

8 法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

9 法附則第15条の8第2項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする

村の条例で定める割合は、3分の2とする。

8 法附則第15条第29項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

9 法附則第15条第29項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

10 法附則第15条第30項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

11 法附則第15条第30項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

12 法附則第15条第32項第1号イに規定する設備について同号イに規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

13 法附則第15条第32項第1号ロに規定する設備について同号ロに規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

14 法附則第15条第32項第1号ハに規定する設備について同号ハに規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

15 法附則第15条第32項第1号ニに規定する設備について同号ニに規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

16 法附則第15条第32項第1号ホに規定する設備について同号ホに規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

17 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号イに規定する市町村の条例で定める割合は、12分の7とする。

18 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号ロに規定する市町村の条例で定める割合は、12分の7とする。

19 法附則第15条第32項第3号イに規定する設備について同号イに規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

20 法附則第15条第32項第3号ロに規定する設備について同号ロに規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

21 法附則第15条第32項第3号ハに規定する設備について同号ハに規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

22 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

23 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の4とする。

24 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

25 法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

(太陽光発電設備に対する固定資産税の課税免除)

第9条の4 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第2条第5項に規定する認定発電設備のうち、太陽光を電気に変換する設備及びその附属設備(平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に新たに取得され、かつ、規則で定める要件を備えるものに限る。以下この条において「対象償却資産」という。)については、当該対象償却資産に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から5年度分の固定資産税に限り、当該対象償却資産に係る固定資産税を免除する。

2 前項の規定の適用を受けようとする者は、その適用を受けようとする各年度の初日の属する年の1月31日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 適用を受けようとする対象償却資産の所有者の住所、氏名又は名称及び法人番号(法人番号を有しない者にあつては、住所及び名称)

(2) 適用を受けようとする対象償却資産の所在、種類、名称、数量、取得価額及び取得年月日

(3) 前2号に掲げるもののほか、特に市長が必要があると認める事項

(市街化区域農地に対して課する昭和47年度以降の各年度分の固定資産税の特例)

第12条の2 (略)

(市たばこ税の税率の特例)

第15条の3 たばこ事業法附則第2条の規定による廃止前の製造たばこ定価法(昭和40年法律第122号)第1条第1項に規定する紙巻たばこ3級品の当該廃止の時における品目と同一である喫煙用の紙巻たばこ(以下この条において「紙巻たばこ3級品」という。)に係る市たばこ税の税率は、第90条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める税率とする。

26 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は、0とする。

27 法附則第15条の8第2項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の固定資産税の特例)

第12条の2 (略)

(市たばこ税の税率の特例)

第15条の3 たばこ事業法附則第2条の規定による廃止前の製造たばこ定価法(昭和40年法律第122号)第1条第1項に規定する紙巻たばこ3級品の当該廃止の時における品目と同一である喫煙用の紙巻たばこ(以下この条において「紙巻たばこ3級品」という。)に係る市たばこ税の税率は、第90条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める税率とする。

(1)・(2) (略)

(3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで 1,000本につき4,000円

2 (略)

3 平成28年4月1日前に法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等(法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。)が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等(第87条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第9号。以下この条において「所得税法等改正法」という。)附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

4 (略)

5 前項に規定による申告書を提出した者は、平成28年9月30日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書により納付しなければならない。

6～11 (略)

12 平成31年4月1日前に法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附

(1)・(2) (略)

(3) 平成30年4月1日から平成31年9月30日まで 1,000本につき4,000円

2 (略)

3 平成28年4月1日前に法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等(法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。)が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等(第87条の2第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第9号。以下この条において「所得税法等改正法」という。)附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

4 (略)

5 前項の規定による申告書を提出した者は、平成28年9月30日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書により納付しなければならない。

6～11 (略)

12 平成31年10月1日前に法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附

則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき1,262円とする。

- 13 第4項から第7項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

【別記2 参照】

則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき1,692円とする。

- 13 第4項から第7項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

【別記2 参照】

(手持品課税に係る市たばこ税)

第15条の3の2 平成30年10月1日前に法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等(法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。)が行われた製造たばこ(前条第1項に規定する紙巻たばこ3級品を除く。以下この項及び第5項において「製造たばこ」という。)を同日に販売のため所持する卸売販売業者等(第87条の2第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)附則第51条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者

である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第24号)別記第2号様式による申告書を平成30年10月31日までに市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成31年4月1日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第20条、第93条第4項及び第5項、第95条の2並びに第96条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表 (略)

5 第94条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲

渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例) 第16条の2 (略) 2 (略) 3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から<u>第37条の7まで、第37条の9の4又は第37条の9の5の規定</u>の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。	渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例) 第16条の2 (略) 2 (略) 3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から<u>第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9</u>の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。
--	--

【別記1】

(現行)

区分	重量
1 喫煙用の製造たばこ	
ア <u>パイプたばこ</u>	1グラム
イ <u>葉巻たばこ</u>	1グラム
ウ 刻みたばこ	2グラム
2 かみ用の製造たばこ	2グラム
3 かぎ用の製造たばこ	2グラム

(改正案)

区分	重量
1 喫煙用の製造たばこ	
ア <u>葉巻たばこ</u>	1グラム
イ <u>パイプたばこ</u>	1グラム
ウ 刻みたばこ	2グラム
2 かみ用の製造たばこ	2グラム
3 かぎ用の製造たばこ	2グラム

【別記2】

(現行)

第4項	前項	第12項
	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	<u>平成31年4月30日</u>
第5項	平成28年9月30日	<u>平成31年9月30日</u>

(改正案)

第4項	前項	第12項
	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	<u>平成31年10月31日</u>
第5項	平成28年9月30日	<u>平成32年3月31日</u>

宝塚市市税条例(昭和29年条例第32号)新旧対照表（第2条による改正関係）

※この新旧対照表については、第1条の規定による改正後の宝塚市市税条例の規定を現行として作成しています。

現行	改正案
（たばこ税の課税標準） 第89条 （略） 2 （略） 3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.8</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.2</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.2</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。 （1）～（3） （略） 4～10 （略） 附 則 （法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合） 第9条の2 （略） 2～23 （略） 24 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。 25 法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 26 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は、0とする。	（たばこ税の課税標準） 第89条 （略） 2 （略） 3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。 （1）～（3） （略） 4～10 （略） 附 則 （法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合） 第9条の2 （略） 2～23 （略） 24 法附則第15条第43項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。 25 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 26 法附則第15条第46項に規定する市町村の条例で定める割合は、0とする。

宝塚市市税条例(昭和29年条例第32号)新旧対照表 (第3条による改正関係)

※この新旧対照表については、第1条及び第2条の規定による改正後の宝塚市市税条例の規定を現行として作成しています。

現行	改正案
(たばこ税の課税標準) 第89条 (略) 2 (略) 3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。 (1)・(2) (略) (3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額(所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成10年法律第137号)第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。)をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法 ア～イ (略) 4～10 (略) (たばこ税の税率) 第90条 たばこ税の税率は、1,000本につき<u>5,692円</u>とする。 附 則 (手持品課税に係る市たばこ税) 第15条の3の2 平成30年10月1日前に法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等(法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。)が行われた製造たばこ(前条第1項に規定する紙巻たばこ3級品を除く。以下	(たばこ税の課税標準) 第89条 (略) 2 (略) 3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。 (1)・(2) (略) (3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額(所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)附則第48条第1項第2号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成10年法律第137号)第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。)をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法 ア～イ (略) 4～10 (略) (たばこ税の税率) 第90条 たばこ税の税率は、1,000本につき<u>6,122円</u>とする。 附 則 (手持品課税に係る市たばこ税) 第15条の3の2 平成32年10月1日前に法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等(法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。)が行われた製造たばこ(前条第1項に規定する紙巻たばこ3級品を除く。以下

この項及び第5項において「製造たばこ」という。)を同日に販売のため所持する卸売販売業者等(第87条の2第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)附則第51条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第30号)別記第2号様式による申告書を平成30年10月31日までに市長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成31年4月1日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

4・5 (略)

この項及び第5項において「製造たばこ」という。)を同日に販売のため所持する卸売販売業者等(第87条の2第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第30号)別記第2号様式による申告書を平成32年11月2日までに市長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成33年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

4・5 (略)

宝塚市市税条例(昭和29年条例第32号)新旧対照表 (第4条による改正関係)

※この新旧対照表については、第1条から第3条までの規定による改正後の宝塚市市税条例の規定を現行として作成しています。

現行	改正案
(たばこ税の課税標準) 第89条 (略) 2 (略) 3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。 (1)・(2) (略) (3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額(<u>所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)附則第48条第1項第2号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成10年法律第137号)第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。)</u>)をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法 ア (略) イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこたばこ税法(<u>昭和59年法律第72号</u>)第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額 4～10 (略) (たばこ税の税率) 第90条 たばこ税の税率は、1,000本につき<u>6,122円</u>とする。 附 則 (手持品課税に係る市たばこ税) 第15条の3の2 <u>平成32年10月1日</u>前に法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に	(たばこ税の課税標準) 第89条 (略) 2 (略) 3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.2</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.8</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.8</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。 (1)・(2) (略) (3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額(<u>たばこ税法(昭和59年法律第72号)第11条第1項に規定する</u> <u>たばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成10年法律第137号)第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。)</u>)をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法 ア (略) イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこたばこ税法_____第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額 4～10 (略) (たばこ税の税率) 第90条 たばこ税の税率は、1,000本につき<u>6,552円</u>とする。 附 則 (手持品課税に係る市たばこ税) 第15条の3の2 <u>平成33年10月1日</u>前に法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に

規定する売渡し若しくは消費等(法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。)が行われた製造たばこ(前条第1項に規定する紙巻たばこ3級品を除く。以下この項及び第5項において「製造たばこ」という。)を同日に販売のため所持する卸売販売業者等(第87条の2第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第24号)別記第2号様式による申告書を平成32年11月2日までに市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成33年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

4・5 (略)

規定する売渡し若しくは消費等(法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。)が行われた製造たばこ(前条第1項に規定する紙巻たばこ3級品を除く。以下この項及び第5項において「製造たばこ」という。)を同日に販売のため所持する卸売販売業者等(第87条の2第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第24号)別記第2号様式による申告書を平成33年11月1日までに市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

4・5 (略)

宝塚市市税条例(昭和29年条例第32号)新旧対照表（第5条による改正関係）

※この新旧対照表については、第1条から第4条までの規定による改正後の宝塚市市税条例の規定を現行として作成しています。

現行	改正案
(製造たばことみなす場合) 第88条の2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの(たばこ事業法第3条第1項に規定する会社(以下この条において「会社」という。)、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。)は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。 (たばこ税の課税標準) 第89条 (略) 2 (略) 3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、<u>第1号</u>に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。 (1) <u>加熱式たばこ(特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。)</u>の重量の1グラムをもって<u>紙巻たばこの1本に換算する方法</u> (2) (略) (3) (略) 4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重	(製造たばことみなす場合) 第88条の2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの(たばこ事業法第3条第1項に規定する会社(以下この条において「会社」という。)、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条_____において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。)は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。 (たばこ税の課税標準) 第89条 (略) 2 (略) 3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、<u>次</u>_____に掲げる方法により換算した_____紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。 (1) (略) (2) (略) 4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重

量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第87条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量(同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。)に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

6 (略)

7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号アに定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

10 (略)

量を紙巻たばこの本数に換算する場合_____

_____における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第87条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

5 第3項第1号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量(同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。)に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

6 (略)

7 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第2号アに定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

9 (略)

宝塚市都市計画税条例(昭和33年条例第1号)新旧対照表（第6条による改正関係）

現行	改正案
附 則 （<u>法附則第15条第44項</u>の条例で定める割合） 4 <u>法附則第15条第44項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。 （<u>法附則第15条第45項</u>の条例で定める割合） 5 <u>法附則第15条第45項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 18 法附則第15条第1項、第13項、第17項、第18項、第20項から第24項まで、第26項、第27項、第31項、第35項、第39項、第42項、<u>第44項、第45項</u>若しくは<u>第48項</u>、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは、「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。 19 （略）	附 則 （<u>法附則第15条第43項</u>の条例で定める割合） 4 <u>法附則第15条第43項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。 （<u>法附則第15条第44項</u>の条例で定める割合） 5 <u>法附則第15条第44項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 18 法附則第15条第1項、第13項、第17項、第18項、第20項から第24項まで、第26項、第27項、第31項、第35項、第39項、第42項、<u>第43項、第44項</u>若しくは<u>第47項</u>、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは、「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。 19 （略）

議案第 6 2 号

宝塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例の制定について

宝塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 3 0 年（2 0 1 8 年）5 月 2 2 日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市条例第 号

宝塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

宝塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年
条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条第 3 項第 4 号を次のように改める。

（4） 教育職員免許法（昭和 2 4 年法律第 1 4 7 号）第 4 条に規定する免許状を有する
者

第 1 0 条第 3 項に次の 1 号を加える。

（10） 5 年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、市長が適当と認めたも
の

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 6 2 号

宝塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例の制定について

宝塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第31号)
新旧対照表

現行	改正案
(職員等) 第10条 (略) 2 (略) 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 (1)～(3) (略) <u>(4) 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者</u> (5)～(9) (略) 4・5 (略)	(職員等) 第10条 (略) 2 (略) 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 (1)～(3) (略) <u>(4) 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条に規定する免許状を有する者</u> (5)～(9) (略) <u>(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの</u> 4・5 (略)

議案第 63 号

宝塚市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成30年（2018年）5月22日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市条例第 号

宝塚市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例

宝塚市立幼稚園保育料等徴収条例（平成23年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号を次のように改める。

- （4）市町村民税所得割課税額 地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに同法附則第5条の4、第5条の4の2及び第7条の2の規定による控除前の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課税する所得割を除く。）の額（次条に規定する階層区分の認定の対象月の属する年度の前年度（4月から8月までについての認定にあつては、前々年度）の1月1日において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の市（以下「指定都市」という。）の区域内に住所を有した場合（指定都市の指定等により当該住所地在1月2日から4月1日までの間に指定都市以外の市町村の区域になったときを除く。）にあつては地方税法第314条の3第1項の規定にかかわらず、指定都市以外の市町村の区域内に住所を有した場合で、指定都市の指定等により当該住所地在1月2日から4月1日までの間に指定都市の区域内となったときにあつては同法第737条の2第1項の規定にかかわらず、それぞれ指定都市以外の市町村の区域内に住所を有した場合の例により算定した額）をいう。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 6 3 号

宝塚市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市立幼稚園保育料等徴収条例(平成23年条例第34号)新旧対照表

現行	改正案
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) (略) (4) <u>市町村民税所得割課税額 地方税法(昭和25年法律第226号)及び租税特別措置法(昭和32年法律第26号)の規定によって計算された市町村民税所得割課税額をいう。ただし、市町村民税所得割課税額を計算する場合には、地方税法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに同法附則第5条の4、第5条の4の2及び第7条の2の規定は、適用しない。</u>	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) (略) (4) <u>市町村民税所得割課税額 地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに同法附則第5条の4、第5条の4の2及び第7条の2の規定による控除前の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によって課税する所得割を除く。)の額(次条に規定する階層区分の認定の対象月の属する年度の前年度(4月から8月までについての認定にあつては、前々年度)の1月1日において、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の市(以下「指定都市」という。)の区域内に住所を有した場合(指定都市の指定等により当該住所地が1月2日から4月1日までの間に指定都市以外の市町村の区域になったときを除く。))にあつては地方税法第314条の3第1項の規定にかかわらず、指定都市以外の市町村の区域内に住所を有した場合で、指定都市の指定等により当該住所地が1月2日から4月1日までの間に指定都市の区域内となったときにあつては同法第737条の2第1項の規定にかかわらず、それぞれ指定都市以外の市町村の区域内に住所を有した場合の例により算定した額)をいう。</u>

議案第 6 4 号

宝塚市立西谷認定こども園条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市立西谷認定こども園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 3 0 年（2 0 1 8 年）5 月 2 2 日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市条例第 号

宝塚市立西谷認定こども園条例の一部を改正する条例

宝塚市立西谷認定こども園条例（平成 2 0 年条例第 4 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号を次のように改める。

- （4）市町村民税所得割課税額 地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 3 1 4 条の 7、第 3 1 4 条の 8 及び第 3 1 4 条の 9 並びに同法附則第 5 条の 4、第 5 条の 4 の 2 及び第 7 条の 2 の規定による控除前の同法第 2 9 2 条第 1 項第 2 号に掲げる所得割（同法第 3 2 8 条の規定によって課税する所得割を除く。）の額（第 9 条に規定する階層区分の認定の対象月の属する年度の前年度（4 月から 8 月までについての認定にあつては、前々年度）の 1 月 1 日において、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 1 9 第 1 項の市（以下「指定都市」という。）の区域内に住所を有した場合（指定都市の指定等により当該住所地が 1 月 2 日から 4 月 1 日までの間に指定都市以外の市町村の区域になったときを除く。）にあつては地方税法第 3 1 4 条の 3 第 1 項の規定にかかわらず、指定都市以外の市町村の区域内に住所を有した場合で、指定都市の指定等により当該住所地が 1 月 2 日から 4 月 1 日までの間に指定都市の区域内となったときにあつては同法第 7 3 7 条の 2 第 1 項の規定にかかわらず、それぞれ指定都市以外の市町村の区域内に住所を有した場合の例により算定した額）をいう。

第 6 条中「、同様」を「同様」に改める。

別表第 1 備考 3 中「から 2 人以上の乳児又は幼児が保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部若しくは情緒障害児短期治療施設通所部に入所し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している場合において、これらの乳児又は幼児のうち最も年齢の高い乳児又は幼児以外の乳児又は幼児」を「に負担額算定基準子ども（子ども・

子育て支援法施行令（平成２６年政令第２１３号）第１４条に規定する負担額算定基準子どもをいう。以下同じ。）が２人以上いる場合において、当該負担額算定基準子どものうち最も年齢の高い負担額算定基準子ども以外の支援法第６条第１項に規定する小学校就学前子ども」に、「対象乳幼児」を「対象児」に改める。

別表第２備考４中「から２人以上の乳児又は幼児が保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部若しくは情緒障害児短期治療施設通所部に入所し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している」を「に負担額算定基準子どもが２人以上いる」に、「対象乳幼児」を「対象児」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第１及び別表第２の改正規定は、平成３０年９月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第１及び別表第２の規定は、平成３０年９月１日以後の保育の実施に係る保育料の算定について適用し、同日前の保育の実施に係る保育料の算定については、なお従前の例による。

議案第 6 4 号

宝塚市立西谷認定こども園条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市立西谷認定こども園条例(平成20年条例第43号)新旧対照表

現行	改正案
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) (略) (4) <u>市町村民税所得割課税額 地方税法(昭和25年法律第226号)及び租税特別措置法(昭和32年法律第26号)の規定によって計算された市町村民税所得割課税額をいう。ただし、市町村民税所得割課税額を計算する場合には、地方税法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに同法附則第5条の4、第5条の4の2及び第7条の2の規定は、適用しない。</u>	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) (略) (4) <u>市町村民税所得割課税額 地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに同法附則第5条の4、第5条の4の2及び第7条の2の規定による控除前の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によって課税する所得割を除く。)の額(第9条に規定する階層区分の認定の対象月の属する年度の前年度(4月から8月までについての認定にあつては、前々年度)の1月1日において、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の市(以下「指定都市」という。)の区域内に住所を有した場合(指定都市の指定等により当該住所地が1月2日から4月1日までの間に指定都市以外の市町村の区域になったときを除く。))にあつては地方税法第314条の3第1項の規定にかかわらず、指定都市以外の市町村の区域内に住所を有した場合で、指定都市の指定等により当該住所地が1月2日から4月1日までの間に指定都市の区域内となったときにあつては同法第737条の2第1項の規定にかかわらず、それぞれ指定都市以外の市町村の区域内に住所を有した場合の例により算定した額)をいう。</u>
(入園の許可等) 第6条 こども園に入園しようとする保育認定子どもの保護者は、市長に申請し、その許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更する場合についても、<u>同様</u>とする。 別表第1(第10条関係) 表 (略) 備考1・2 (略) 3 <u>同一世帯から2人以上の乳児又は幼児が保育所、幼稚園、認定こども園、特</u>	(入園の許可等) 第6条 こども園に入園しようとする保育認定子どもの保護者は、市長に申請し、その許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更する場合についても<u>同様</u>とする。 別表第1(第10条関係) 表 (略) 備考1・2 (略) 3 <u>同一世帯に負担額算定基準子ども(子ども・子育て支援法施行令(平成26年政</u>

別支援学校幼稚部若しくは情緒障害児短期治療施設通所部に入所し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している場合において、これらの乳児又は幼児のうち最も年齢の高い乳児又は幼児以外の乳児又は幼児

(以下「対象乳幼児」という。)がこども園に入園しているときは、当該対象乳幼児に係る保育料は、次の各号に掲げる対象乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、保育料に100円未満の端数が生じるときは、これを切り上げた金額とする。

- (1) 最も年齢の高い対象乳幼児 階層区分による保育料の2分の1に相当する額
- (2) 最も年齢の高い対象乳幼児以外の対象乳幼児 階層区分による保育料の10分の1に相当する額

別表第2(第10条関係)

表 (略)

備考1～3 (略)

- 4 同一世帯から2人以上の乳児又は幼児が保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部若しくは情緒障害児短期治療施設通所部に入所し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している場合において、対象乳幼児がこども園に入園しているときは、当該対象乳幼児に係る保育料は、次の各号に掲げる対象乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、保育料に100円未満の端数が生じるときは、これを切り上げた金額とする。

- (1) 最も年齢の高い対象乳幼児 階層区分による保育料の2分の1に相当する額
- (2) 最も年齢の高い対象乳幼児以外の対象乳幼児 階層区分による保育料の10分の1に相当する額

令第213号)第14条に規定する負担額算定基準子どもをいう。以下同じ。)が2人以上いる場合において、当該負担額算定基準子どものうち最も年齢の高い負担額算定基準子ども以外の支援法第6条第1項に規定する小学校就学前子ども(以下「対象児」という。)がこども園に入園しているときは、当該対象児に係る保育料は、次の各号に掲げる対象児の区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、保育料に100円未満の端数が生じるときは、これを切り上げた金額とする。

- (1) 最も年齢の高い対象児 階層区分による保育料の2分の1に相当する額
- (2) 最も年齢の高い対象児以外の対象児 階層区分による保育料の10分の1に相当する額

別表第2(第10条関係)

表 (略)

備考1～3 (略)

- 4 同一世帯に負担額算定基準子どもが2人以上いる

_____ 場合において、対象児がこども園に入園しているときは、当該対象児に係る保育料は、次の各号に掲げる対象児の区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、保育料に100円未満の端数が生じるときは、これを切り上げた金額とする。

- (1) 最も年齢の高い対象児 階層区分による保育料の2分の1に相当する額
- (2) 最も年齢の高い対象児以外の対象児 階層区分による保育料の10分の1に相当する額

議案第 6 5 号

宝塚市立病院条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市立病院条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 3 0 年（ 2 0 1 8 年） 5 月 2 2 日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市条例第 号

宝塚市立病院条例の一部を改正する条例

宝塚市立病院条例（昭和 5 9 年条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

初診料加算	1回2,000円
-------	----------

」

を

「

初診加算	5,000円（歯科に係る診療にあつては、 3,000円）
再診加算	2,500円（歯科に係る診療にあつては、 1,500円）

」

に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 3 0 年 1 0 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第 1 の規定は、平成 3 0 年 1 0 月 1 日以後に受ける診療に係る初診加算及び再診加算について適用し、同日前に受けた診療に係る初診料加算については、なお従前の例による。

議案第 6 5 号

宝塚市立病院条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市立病院条例(昭和59年条例第19号)新旧対照表
(現行)

別表第1(第4条関係)

種別	金額	備考
<u>初診料加算</u>	<u>1回2,000円</u>	他の病院又は診療所からの文書による紹介がある場合及び緊急その他やむを得ない事情がある場合を除く。

(改正案)

別表第1(第4条関係)

種別	金額	備考
<u>初診加算</u>	<u>5,000円(歯科に係る診療にあつては、3,000円)</u>	他の病院又は診療所からの文書による紹介がある場合及び緊急その他やむを得ない事情がある場合を除く。
<u>再診加算</u>	<u>2,500円(歯科に係る診療にあつては、1,500円)</u>	

議案第 66 号

宝塚市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市都市公園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 30 年（2018 年）5 月 22 日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市条例第 号

宝塚市都市公園条例の一部を改正する条例

第 1 条 宝塚市都市公園条例（昭和 44 年条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

目次

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 公園及び公園施設の設置及び管理（第 2 条の 2—第 14 条）

第 3 章 監督（第 15 条—第 17 条）

第 4 章 雑則（第 18 条—第 21 条）

第 5 章 罰則（第 22 条・第 23 条）

附則

第 1 条の前に次の章名を付する。

第 1 章 総則

第 2 条の次に次の章名を付する。

第 2 章 公園及び公園施設の設置及び管理

第 14 条の次に次の章名を付する。

第 3 章 監督

第 17 条の次に次の章名を付する。

第 4 章 雑則

第 22 条及び第 23 条を削り、第 21 条を第 23 条とし、第 20 条を第 22 条とし、
第 19 条の次に次の 2 条及び章名を加える。

（公園予定区域等についての準用）

第 20 条 第 4 条から前条まで、第 22 条及び第 23 条の規定は、法第 33 条第 4 項の
規定による公園予定区域又は予定公園施設について準用する。

(委任)

第 2 1 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第 5 章 罰則

別表第 2 中

「

法第 5 条第 1 項の規定による公園施設	設置の場合	休憩所、売店その他これらに類するもの	月額	1 平方メートル	6 5 0 円以上
	管理の場合	休憩所、売店その他これらに類するもの	月額	1 平方メートル	1, 3 0 0 円

」

を

「

法第 5 条第 1 項の規定による公園施設	設置又は管理の場合	休憩所、売店その他これらに類するもの	月額	1 平方メートル	6 5 0 円以上 で立地条件、 営業形態等を 勘案して市長 が定める額
-----------------------	-----------	--------------------	----	----------	--

」

に改め、同表第 4 条第 1 項各号に掲げる行為の部中「5 1 7 円」を「4 8 円」に、「3 8 3 円」を「1 6 円」に改める。

第 2 条 宝塚市都市公園条例の一部を次のように改正する。

目次中「第 1 4 条」を「第 1 5 条」に、「第 1 5 条—第 1 7 条」を「第 1 6 条—第 1 8 条」に、「第 1 8 条—第 2 1 条」を「第 1 9 条—第 2 8 条」に、「第 2 2 条・第 2 3 条」を「第 2 9 条・第 3 0 条」に改める。

第 2 条に次の 1 号を加える。

(3) 有料公園施設 公園施設のうち有料で使用させるものをいう。

第 2 条の 4 第 1 項中「1 0 0 分の 2」の次に「(別表第 1 に規定する宝塚文化芸術セ

ンター庭園（同表を除き、以下「庭園」という。）にあつては１００分の３）」を加える。

第２３条を第３０条とする。

第２２条第１項第３号中「第１４条」を「第１５条」に改め、同項第４号中「第１５条」を「第１６条」に改め、同条を第２９条とする。

第４章中第２１条を第２８条とし、同条の前に次の６条を加える。

（指定管理者による管理）

第２２条 庭園の管理は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定により、法人その他の団体であつて市長の指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

２ 前項の規定により庭園の管理を指定管理者に行わせる場合の第４条、第７条、第１１条の２から第１１条の４まで及び第１７条の規定の適用については、第４条及び第７条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第１１条の２及び第１１条の３中「市長が特に必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て」と、第１１条の４中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第１７条第１項中「許可」とあるのは「許可（第４条第１項の許可を除く。）」と、「できる。」とあるのは「でき、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、第４条第１項の許可を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更することができる。」と、同条第２項中「市長」とあるのは「市長又は指定管理者」と、「場合」とあるのは「場合（指定管理者にあつては第１号又は第２号に該当する場合、市長にあつては第３号に該当する場合に限る。）」と、「し、又は」とあるのは「することができ、市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、使用者等に対し」とする。

（施設の複合的利用）

第２３条 指定管理者は、庭園及び宝塚市立文化芸術センター条例（平成３０年条例第号）に規定する宝塚市立文化芸術センターの施設について、複合的施設として相互の効率的利用を図るものとする。

（利用料金）

第２４条 第２２条第１項の規定により庭園の管理を指定管理者に行わせる場合において、第４条第１項の許可を受けた者又は駐車場を利用する者は、第１２条第１項の規

定にかかわらず、指定管理者に対し、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

- 2 利用料金の額は、別表第2に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める。利用料金の額を変更する場合においても同様とする。
- 3 第1項の規定により支払われた利用料金は、指定管理者の収入として収受させる。
- 4 指定管理者は、第14条の規定にかかわらず、あらかじめ市長の承認を得た基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。
- 5 第3項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合の第12条第2項及び第13条の規定の適用については、第12条第2項中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第13条中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「別に市長が定めるときは」とあるのは「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得た基準に従い」とする。

（指定管理者の指定）

第25条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事由があると認めるときを除き、公募するものとする。

- 2 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に庭園の管理に係る業務に関する事業計画書その他の規則で定める書類（以下「事業計画書等」という。）を添付して市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、次に掲げる事項を基準として、前項の規定により指定の申請を行ったものを総合的に審査し、庭園の管理を行わせるに最適な法人その他の団体を候補者として選定し、指定管理者に指定するものとする。

- （1） 公衆の平等な利用を確保できるものであること。
- （2） 事業計画書等の内容が庭園の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。
- （3） 庭園の管理を安定して行う能力を有していること。

（指定管理者が行う業務）

第26条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- （1） 庭園における第4条第1項の許可又は第17条の規定による当該許可の取消し、効力の停止若しくは条件の変更に関する業務
- （2） 第7条の規定による庭園の利用の禁止又は制限に関する業務

- (3) 駐車場における自動車の入庫及び出庫の管理に関する業務
- (4) 利用料金の徴収に関する事務
- (5) 庭園の公園施設（法第5条第1項の規定による許可を受けた者が管理する公園施設を除く。）、設備、備品等の維持管理及び小規模な修繕に関する業務
- (6) 前各号に掲げるもののほか、庭園の管理に関し市長が必要であると認める業務（指定管理者の指定等の告示）

第27条 市長は、第25条第3項の規定により指定管理者の指定をしたときは、その旨を遅滞なく告示しなければならない。地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも同様とする。

第20条中「第4条から前条まで」の次に「（第11条から第11条の4までの規定を除く。）」を加え、「第22条及び第23条」を「第29条及び第30条」に改め、同条を第21条とする。

第19条を第20条とし、第18条を第19条とする。

第3章中第17条を第18条とし、第16条を第17条とし、第15条を第16条とする。

第2章中第14条を第15条とし、第13条を第14条とし、第12条を第13条とする。

第11条第1項中「又は」を「若しくは」に改め、「受けた者」の次に「又は駐車場を使用する者」を加え、同条第2項ただし書中「においては、」を「における」に、「使用料は、」を「使用料にあつては」に改め、「毎年6月30日までに」の次に「、駐車場に係る使用料にあつては自動車の出庫時まで、それぞれ」を加え、同条を第12条とし、第10条の次に次の4条を加える。

（有料公園施設）

第11条 有料公園施設は、宝塚文化芸術センター庭園駐車場（以下「駐車場」という。）とする。

（駐車場の開場時間）

第11条の2 駐車場の開場時間は、午前0時から午後12時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、開場時間を変更することができる。

（休場日）

第 11 条の 3 駐車場は、無休とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、休場日を設けることができる。

(駐車の制限)

第 11 条の 4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、自動車の入庫を拒否し、又は自動車の出庫を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 設備、備品等を滅失し、損傷し、又は汚損するおそれがあるとき。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、駐車場の管理上支障があると認めるとき。

別表第 1 中

「

栄町 3 丁目ゆめ公園	宝塚市栄町 3 丁目 38 番
-------------	-----------------

」

を

「

栄町 3 丁目ゆめ公園	宝塚市栄町 3 丁目 38 番
宝塚文化芸術センター庭園	宝塚市武庫川町 1030 番

」

に改める。

別表第 2 中「(第 11 条関係)」を「(第 12 条、第 24 条関係)」に、

「

第 4 条第 1 項各号に掲げる行為	行商、募金、出店その他これらに類する行為	日額	1 平方メートル	650 円
	業として行う写真の撮影	日額	1 人	1,949 円
	業として行う映画の撮影	日額	1 回	7,777 円
	興行	日額	1 平方メートル	48 円
	競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催し	日額	1 平方メートル	16 円

」

を

「

第4条第1 項各号に掲 げる行為	行商、募金、出店その他 これらに類する行為	日額	1平方メートル	650円
	業として行う写真の撮影	日額	1人	1,949円
	業として行う映画の撮影	日額	1回	7,777円
	興行	日額	1平方メートル	48円
	競技会、展示会、博覧 会、集会その他これらに 類する催し	日額	1平方メートル	16円
駐車場の使用		1時間 当たり	普通自動車1台 1回	400円
		日額	準中型自動車、 中型自動車又は 大型自動車1台 1回	3,000円

」

に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 この表において「普通自動車」、「準中型自動車」、「中型自動車」及び「大型自動車」とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条の規定により区分される自動車の種類をいう。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例中第1条、次項及び附則第3項の規定は公布の日から、第2条の規定は公布の日から起算して3年を超えない範囲内において規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

（準備行為）

- 2 第2条の規定による改正後の宝塚市都市公園条例（以下この項において「新条例」という。）の規定による庭園の指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続は、施行日前においても、新条例の例により行うことができる。

（経過措置）

- 3 第1条の規定による改正後の宝塚市都市公園条例別表第2の規定は、この条例の公布の日以後の都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条第1項の許可に係る使用料について適用し、同日前の同法第5条第1項の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第 6 6 号

宝塚市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市都市公園条例(昭和44年条例第40号)新旧対照表 (第 1 条の規定による改正関係)

現行	改正案
	<u>目次</u> <u>第1章 総則(第1条・第2条)</u> <u>第2章 公園及び公園施設の設置及び管理(第2条の2―第14条)</u> <u>第3章 監督(第15条―第17条)</u> <u>第4章 雑則(第18条―第21条)</u> <u>第5章 罰則(第22条・第23条)</u> <u>附則</u> <u>第1章 総則</u> (趣旨) 第1条 (略) <u>第2章 公園及び公園施設の設置及び管理</u> (住民1人当たりの公園の敷地面積の標準) 第2条の2 (略) <u>第3章 監督</u> (検査等) 第15条 (略) <u>第4章 雑則</u> (届出) 第18条 (略) (公園予定区域等についての準用) <u>第20条 第4条から前条まで、第22条及び第23条の規定は、法第33条第4項の規定による公園予定区域又は予定公園施設について準用する。</u> (委任) <u>第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</u> <u>第5章 罰則</u> (過料) <u>第22条 (略)</u> (両罰規定) <u>第23条 (略)</u>
(過料) <u>第20条 (略)</u> (両罰規定) <u>第21条 (略)</u> (公園予定区域等についての準用) <u>第22条 第4条から前条までの規定は、法第33条第4項の規定による公園予定区域又は予定公園施設について準用する。</u>	

(委任) <u>第23条 この条例の施行に関し必要な事項</u> <u>は、別に市長が定める。</u> 別表第2(第11条関係) 【別記1 参照】	別表第2(第11条関係) 【別記1 参照】
---	-------------------------------------

宝塚市都市公園条例(昭和44年条例第40号)新旧対照表（第2条の規定による改正関係）
 ※この新旧対照表については、第1条の規定による改正後の宝塚市都市公園条例の規定を現行として作成しています。

現行	改正案
目次 第1章 総則(第1条・第2条) 第2章 公園及び公園施設の設置及び管理(第2条の2—<u>第14条</u>) 第3章 監督(<u>第15条—第17条</u>) 第4章 雑則(<u>第18条—第21条</u>) 第5章 罰則(<u>第22条・第23条</u>) 附則 (用語) 第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) (略) (公園施設の設置基準) 第2条の4 一の公園に公園施設として設けられる建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。)の建築面積の総計の当該公園の敷地面積に対する割合は、100分の2____ ____を超えてはならない。ただし、次項から第5項までに規定する場合においては、それぞれ各項で定める範囲内でこれを超えることができる。 2～5 (略)	目次 第1章 総則(第1条・第2条) 第2章 公園及び公園施設の設置及び管理(第2条の2—<u>第15条</u>) 第3章 監督(<u>第16条—第18条</u>) 第4章 雑則(<u>第19条—第28条</u>) 第5章 罰則(<u>第29条・第30条</u>) 附則 (用語) 第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) (略) <u>(3) 有料公園施設 公園施設のうち有料で使用させるものをいう。</u> (公園施設の設置基準) 第2条の4 一の公園に公園施設として設けられる建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。)の建築面積の総計の当該公園の敷地面積に対する割合は、100分の2(<u>別表第1に規定する宝塚文化芸術センター庭園(同表を除き、以下「庭園」という。)</u>にあつては100分の3)を超えてはならない。ただし、次項から第5項までに規定する場合においては、それぞれ各項で定める範囲内でこれを超えることができる。 2～5 (略) <u>(有料公園施設)</u> <u>第11条 有料公園施設は、宝塚文化芸術センター庭園駐車場(以下「駐車場」という。)とする。</u> <u>(駐車場の開場時間)</u> <u>第11条の2 駐車場の開場時間は、午前0時から午後12時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、開場時間を変更することができる。</u> <u>(休場日)</u> <u>第11条の3 駐車場は、無休とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、休場日を設けることができる。</u>

(使用料)

第11条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は____第4条第1項の許可を受けた者_____(以下「使用者等」という。)は、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。

2 使用料は、許可のとき徴収する。ただし、使用期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の期間に係る使用料は、
_____各年度分を毎年6月30日までに_____
_____徴収するものとする。

(使用料の不還付)

第12条 (略)

(使用料の減免)

第13条 (略)

(権利譲渡の禁止)

第14条 (略)

(検査等)

第15条 (略)

(監督処分)

第16条 (略)

(保管した工作物等の公示及び売却)

第17条 (略)

(届出)

第18条 (略)

(損害賠償義務)

第19条 (略)

(公園予定区域等についての準用)

第20条 第4条から前条まで_____
_____、第22条及び第23条の規定は、法第33条第4項の規定による公園予定区域又は予定公園施設について準用する。

(駐車の制限)

第11条の4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、自動車の入庫を拒否し、又は自動車の出庫を命ずることができる。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 設備、備品等を滅失し、損傷し、又は汚損するおそれがあるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、駐車場の管理上支障があると認めるとき。

(使用料)

第12条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項若しくは第4条第1項の許可を受けた者又は駐車場を使用する者(以下「使用者等」という。)は、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。

2 使用料は、許可のとき徴収する。ただし、使用期間が翌年度以降にわたる場合における_____翌年度以降の期間に係る使用料にあつては各年度分を毎年6月30日までに、
駐車場に係る使用料にあつては自動車の出庫時までに、それぞれ徴収するものとする。

(使用料の不還付)

第13条 (略)

(使用料の減免)

第14条 (略)

(権利譲渡の禁止)

第15条 (略)

(検査等)

第16条 (略)

(監督処分)

第17条 (略)

(保管した工作物等の公示及び売却)

第18条 (略)

(届出)

第19条 (略)

(損害賠償義務)

第20条 (略)

(公園予定区域等についての準用)

第21条 第4条から前条まで(第11条から第11条の4までの規定を除く。)、第29条及び第30条の規定は、法第33条第4項の規定による公園予定区域又は予定公園施設について準用する。

(指定管理者による管理)

第22条 庭園の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長の指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

2 前項の規定により庭園の管理を指定管理者に行わせる場合の第4条、第7条、第11条の2から第11条の4まで及び第17条の規定の適用については、第4条及び第7条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第11条の2及び第11条の3中「市長が特に必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て」と、第11条の4中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第17条第1項中「許可」とあるのは「許可(第4条第1項の許可を除く。)」と、「できる」とあるのは「でき、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、第4条第1項の許可を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更することができる」と、同条第2項中「市長」とあるのは「市長又は指定管理者」と、「場合」とあるのは「場合(指定管理者にあつては第1号又は第2号に該当する場合、市長にあつては第3号に該当する場合に限る。)」と、「し、又は」とあるのは「することができ、市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、使用者等に対し」とする。

(施設の複合的利用)

第23条 指定管理者は、庭園及び宝塚市立文化芸術センター条例(平成30年条例第 号)に規定する宝塚市立文化芸術センターの施設について、複合的施設として相互の効率的利用を図るものとする。

(利用料金)

第24条 第22条第1項の規定により庭園の管理を指定管理者に行わせる場合において、第4条第1項の許可を受けた者又は駐車場を利用する者は、第12条第1項の規定にかかわらず、指定管理者に対し、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。

2 利用料金の額は、別表第2に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める。利用料金の額を変更する場合においても同様とする。

3 第1項の規定により支払われた利用料金は、指定管理者の収入として収受させる。

4 指定管理者は、第14条の規定にかかわらず、あらかじめ市長の承認を得た基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

5 第3項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合の第12条第2項及び第13条の規定の適用については、第12条第2項中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第13条中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「別に市長が定めるときは」とあるのは「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得た基準に従い」とする。

(指定管理者の指定)

第25条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事由があると認めるときを除き、公募するものとする。

2 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に庭園の管理に係る業務に関する事業計画書その他の規則で定める書類(以下「事業計画書等」という。)を添付して市長に提出しなければならない。

3 市長は、次に掲げる事項を基準として、前項の規定により指定の申請を行ったものを総合的に審査し、庭園の管理を行わせるに最適な法人その他の団体を候補者として選定し、指定管理者に指定するものとする。

(1) 公衆の平等な利用を確保できるものであること。

(2) 事業計画書等の内容が庭園の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。

(3) 庭園の管理を安定して行う能力を有していること。

(指定管理者が行う業務)

第26条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 庭園における第4条第1項の許可又は第17条の規定による当該許可の取消し、効力の停止若しくは条件の変更に関する業務

(2) 第7条の規定による庭園の利用の禁止又は制限に関する業務

(3) 駐車場における自動車の入庫及び出庫の管理に関する業務

(4) 利用料金の徴収に関する事務

(委任) <u>第21条</u> (略) (過料) <u>第22条</u> 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、10,000円以下の過料を科することができる。 (1)・(2) (略) (3) <u>第14条</u>の規定に違反して権利の譲渡等をした者 (4) <u>第15条</u>の規定による検査等を正当な事由なく拒んだ者 2 (略) (両罰規定) <u>第23条</u> (略) 別表第1(第3条関係) 【別記2 参照】 別表第2(<u>第11条関係</u>) 【別記3 参照】	(5) <u>庭園の公園施設(法第5条第1項の規定による許可を受けた者が管理する公園施設を除く。)、設備、備品等の維持管理及び小規模な修繕に関する業務</u> (6) <u>前各号に掲げるもののほか、庭園の管理に関し市長が必要があると認める業務(指定管理者の指定等の告示)</u> <u>第27条</u> 市長は、<u>第25条第3項の規定により指定管理者の指定をしたときは、その旨を遅滞なく告示しなければならない。地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも同様とする。</u> (委任) <u>第28条</u> (略) (過料) <u>第29条</u> 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、10,000円以下の過料を科することができる。 (1)・(2) (略) (3) <u>第15条</u>の規定に違反して権利の譲渡等をした者 (4) <u>第16条</u>の規定による検査等を正当な事由なく拒んだ者 2 (略) (両罰規定) <u>第30条</u> (略) 別表第1(第3条関係) 【別記2 参照】 別表第2(<u>第12条、第24条関係</u>) 【別記3 参照】
--	---

【別記 1】

(現行)

別表第2(第11条関係)

種別			区分	単位	金額
第5条第1項の 規定による公 園施設	設 置 の 場 合	休憩所、売店その	月額	1平方メートル	650円以上
		他これらに類す るもの			
	管 理 の 場 合	休憩所、売店その	月額	1平方メートル	1,300円
		他これらに類す るもの			
第4条第1項各 号に掲げる行 為					
	興行		日額	1平方メートル	517円
	競技会、展示会、博覧会、集 会その他これらに類する 催し		日額	1平方メートル	383円

(改正案)

別表第2(第11条関係)

種別			区分	単位	金額
第5条第1項の 規定による公 園施設	設 置 又 は 管 理 の 場 合	休憩所、売店その	月額	1平方メートル	650円以上で立 地条件、営業形 態等を勘案し て市長が定め る額
		他これらに類す			
		るもの			
第4条第1項各 号に掲げる行 為					
	興行		日額	1平方メートル	48円
	競技会、展示会、博覧会、集 会その他これらに類する 催し		日額	1平方メートル	16円

【別記 2】

(現行)

別表第1(第3条関係)

名称	所在地
栄町 3 丁目 ゆめ公園	宝塚市栄町 3 丁目 3 8 番

(改正案)

別表第1(第3条関係)

名称	所在地
栄町 3 丁目 ゆめ公園	宝塚市栄町 3 丁目 3 8 番
宝塚文化芸術センター庭園	宝塚市武庫川町 1 0 3 0 番

【別記 3】

(現行)

別表第2(第11条関係)

種別		区分	単位	金額
第4条第1項各号に掲げる行為	行商、募金、出店その他これらに類する行為	日額	1平方メートル	650円
	業として行う映画の撮影	日額	1人	1,949円
	業として行う映画の撮影	日額	1回	7,777円
	興行	日額	1平方メートル	48円
	競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催し	日額	1平方メートル	16円

(改正案)

別表第2(第12条、第24条関係)

種別		区分	単位	金額
第4条第1項各号に掲げる行為	行商、募金、出店その他これらに類する行為	日額	1平方メートル	650円
	業として行う写真の撮影	日額	1人	1,949円
	業として行う映画の撮影	日額	1回	7,777円
	興行	日額	1平方メートル	48円
	競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催し	日額	1平方メートル	16円
駐車場の使用		1時間当たり	普通自動車1台1回	400円
		日額	準中型自動車、中型自動車又は大型自動車1台1回	3,000円

備考 この表において「普通自動車」、「準中型自動車」、「中型自動車」及び「大型自動車」とは、道路交通法(昭和35年法律第105号)第3条の規定により区分される自動車の種類をいう。

議案第 67 号

宝塚市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

宝塚市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を
次のとおり制定するものとする。

平成 30 年（2018 年）5 月 22 日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市条例第 号

宝塚市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する
条例

宝塚市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 13 年条例第 30
号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 9 宝塚山手台地区地区整備計画区域の部中

「

独立住宅地区Ⅱ	独立住宅地区 A
次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 戸建専用住宅 (2) 戸建住宅で、延べ面積の 2 分の 1 以上を居住の用に供し、かつ、次の いずれかの用途を兼ねるもの ア 美術品又は工芸品を製作するため のアトリエ又は工房 イ 令第 130 条の 3 第 6 号に掲げる もの (3) 近隣に居住する者の社会教育的な 活動又は自治活動の目的の用に供す る公民館、集会所その他これらに類 するもの	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 戸建専用住宅 (2) 戸建住宅で、延べ面積の 2 分の 1 以上を居住の用に供し、かつ、令第 130 条の 3 第 6 号又は第 7 号に掲 げる用途のいずれかを兼ねるもの (これらの用途に供する部分の床面 積の合計が 50 平方メートルを超え るものを除く。) (3) 近隣に居住する者の社会教育的な 活動又は自治活動の目的の用に供す る公民館、集会所その他これらに類 するもの

(4) 巡査派出所、公衆電話所その他令第130条の4各号(第5号トを除く。)に掲げるもの (5) 前各号の建築物に附属するもの		(4) 巡査派出所、公衆電話所その他令第130条の4各号(第5号トを除く。)に掲げるもの (5) 前各号の建築物に附属するもの (令第130条の5各号に掲げるものを除く。)	
		10分の10	
		10分の5	
		10分の1	
全域		宝塚山手台地区地区計画に附属する計画図(以下宝塚山手台地区地区整備計画区域の部において「計画図」という。)に表示するcの区域以外の区域	計画図に表示するcの区域
170平方メートル		170平方メートル	300平方メートル
建築物の外壁等の面から計画図に表示するaの部分の道路境界線(水路がある場合においては、その水路との境界線)までの距離	建築物の外壁等の面から計画図に表示するa及びbの部分以外の部分の道路境界線(水路がある場合においては、その水路との境界線)までの	建築物の外壁等の面から道路境界線(水路がある場合においては、その水路との境界線)までの距離	建築物の外壁等の面から隣地境界線までの距離

	距離		
2メートル	1. 8メートル	1. 8メートル	1メートル
次の各号のいずれかに該当するもの (1) 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの (2) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2. 3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの		次の各号のいずれかに該当するもの (1) 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの (2) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2. 3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの	
全域		全域	
9メートル（軒の高さの最高限度は7メートル）		次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、当該各号に定める数値 (1) 最高部 9メートル (2) 軒 7メートル (3) 各部分 建築物の各部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0. 6を乗じて得たものに5メートルを加えたもの	
階段室、昇降機搭、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上突出部及びむね飾り、防火壁の屋上突出部その他これらに類する屋上突出物は、これを算入する。		建築物の最高部の高さの算定においては、階段室、昇降機搭、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上突出部及びむね飾り、防火壁の屋上突出部その他これらに類する屋上突出物は、これを算入し、建築物の各部分の高さの算定においては、階段室、昇降機搭、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上突出部は、これを算入し、むね飾り、防火壁の屋上突出部	

	その他これらに類する屋上突出物は、これを算入しない。
--	----------------------------

」

を

「

独立住宅地区Ⅱ	
次に掲げる建築物以外の建築物	
(1) 戸建専用住宅	
(2) 戸建住宅で、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、次のいずれかの用途を兼ねるもの	
ア 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房	
イ 令第130条の3第6号に掲げるもの	
(3) 近隣に居住する者の社会教育的な活動又は自治活動の目的の用に供する公民館、集会所その他これらに類するもの	
(4) 巡査派出所、公衆電話所その他令第130条の4各号（第5号トを除く。）に掲げるもの	
(5) 前各号の建築物に附属するもの	
宝塚山手台地区地区計画に附属する計画図（以下宝塚山手台地区地区整備計画区域の部において「計画図」という。）に表示するcの区域以外の区域	計画図に表示するcの区域
170平方メートル	300平方メートル
建築物の外壁等の面から計画図に表示するaの部分の道路境界線（水路がある場合においては、その水路との境界線）ま	建築物の外壁等の面から計画図に表示するa及びbの部分以外の部分の道路境界線（水路がある場合においては、

での距離	その水路との境界線) までの距離
2メートル	1. 8メートル
次の各号のいずれかに該当するもの	
(1) 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの	
(2) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2. 3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの	
全域	
9メートル(軒の高さの最高限度は7メートル)	
階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上突出部及びむね飾り、防火壁の屋上突出部その他これらに類する屋上突出物は、これを算入する。	

に改め、同表3 8 東洋町地区地区整備計画区域の部(イ)の項公共公益施設地区の欄中

「

- (3) 倉庫業を営む倉庫
- (4) 住宅
- (5) 共同住宅、寄宿舍又は下宿
- (6) 法別表第2(へ)項第2号及び第4号に掲げるもの
- (7) 法別表第2(と)項第3号及び第4号に掲げるもの

」

を

「

- (3) 住宅
- (4) 共同住宅、寄宿舍又は下宿

」

に改め、同部(キ)の項公共公益施設地区の欄中

「

次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める数値
(1) 最高部 20メートル

(2) 前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が8メートル以下の部分 建築物の当該各部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに5メートルを加えたもの

(3) 前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が8メートルを超える部分 建築物の各部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離から8メートルを減じたものに0.6を乗じて得たものに15メートルを加えたもの

を

「

20メートル。ただし、東洋町地区地区計画（平成30年宝塚市告示第70号）の告示の際現に存する建築物にあっては、この限りでない。

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 6 7 号

宝塚市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成13年条例第30号)新旧対照表

(現行)

別表第2(第3条―第 8 条関係)

1 中山桜台 A 地区地区整備計画区域～ 8 ふじガ丘地区地区整備計画区域 (略)

9 宝塚山手台地区地区整備計画区域

(ア)	計画地区の区分	<u>独立住宅地区Ⅱ</u>	<u>独立住宅地区A</u>
(イ)	建築してはならない建築物	<u>次に掲げる建築物以外の建築物</u> <u>(1) 戸建専用住宅</u> <u>(2) 戸建住宅で、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、次のいずれかの用途を兼ねるもの</u> <u>ア 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房</u> <u>イ 令第130条の3第6号に掲げるもの</u> <u>(3) 近隣に居住する者の社会教育的な活動又は自治活動の目的の用に供する公民館、集会所その他これらに類するもの</u> <u>(4) 巡査派出所、公衆電話所その他令第130条の4各号(第5号トを除く。)に掲げるもの</u> <u>(5) 前各号の建築物に附属するもの</u>	<u>次に掲げる建築物以外の建築物</u> <u>(1) 戸建専用住宅</u> <u>(2) 戸建住宅で、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、令第130条の3第6号又は第7号に掲げる用途のいずれかを兼ねるもの(これらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。)</u> <u>(3) 近隣に居住する者の社会教育的な活動又は自治活動の目的の用に供する公民館、集会所その他これらに類するもの</u> <u>(4) 巡査派出所、公衆電話所その他令第130条の4各号(第5号トを除く。)に掲げるもの</u> <u>(5) 前各号の建築物に附属するもの(令第130条の5各号に掲げるものを除く。)</u>

(ウ)	建築物の容積率	(a)			10分の10	
		(b)				
(エ)	建築物の建蔽率	(a)			10分の5	
		(b)			10分の1	
(オ)	建築物の敷地面積の最低限度	(a)	全域	宝塚山手台地区地区計画に附属する計画図(以下宝塚山手台地区地区整備計画区域の部において「計画図」という。)に表示するcの区域以外の区域	計画図に表示するcの区域	
		(b)	170平方メートル	170平方メートル	300平方メートル	
(カ)	建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離の最低限度	(a)	建築物の外壁等の面から計画図に表示するaの部分の道路境界線(水路がある場合においては、その水路との境界線)までの距離	建築物の外壁等の面から計画図に表示するa及びbの部分以外の部分の道路境界線(水路がある場合においては、その水路との境界線)までの距離	建築物の外壁等の面から道路境界線(水路がある場合においては、その水路との境界線)までの距離	建築物の外壁等の面から隣地境界線までの距離
		(b)	2メートル	1.8メートル	1.8メートル	1メートル
		(c)	次の各号のいずれかに該当するもの (1) 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの (2) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの	次の各号のいずれかに該当するもの (1) 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの (2) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの		

(キ)		(ア)	全域	全域
		(イ)	9メートル（軒の高さの最高限度は7メートル）	次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、当該各号に定める数値 (1) 最高部 9メートル (2) 軒 7メートル (3) 各部分 建築物の各部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに5メートルを加えたもの
		(ロ)	階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上突出部及びむね飾り、防火壁の屋上突出部その他これらに類する屋上突出物は、これを算入する。	建築物の最高部の高さの算定においては、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上突出部及びむね飾り、防火壁の屋上突出部その他これらに類する屋上突出物は、これを算入し、建築物の各部分の高さの算定においては、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上突出部は、これを算入し、むね飾り、防火壁の屋上突出部その他これらに類する屋上突出物は、これを算入しない。

1 0 川面 3 丁目地区地区整備計画区域～ 2 7 武庫川町地区地区整備計画区域 （略）

3 8 東洋町地区地区整備計画区域

(ア)	計画地区の区分	公共公益施設地区
-----	---------	----------

(イ)	建築してはならない建築物	次に掲げる建築物 (1) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (2) カラオケボックスその他これに類するもの (3) <u>倉庫業を営む倉庫</u> (4) <u>住宅</u> (5) <u>共同住宅、寄宿舎又は下宿</u> (6) <u>法別表第2(へ)項第2号及び第4号に掲げるもの</u> (7) <u>法別表第2(と)項第3号及び第4号に掲げるもの</u>	
(キ)	建築物の高さの最高限度	(b) <u>次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める数値</u> (1) <u>最高部 20メートル</u> (2) <u>前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が8メートル以下の部分 建築物の当該各部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに5メートルを加えたもの</u> (3) <u>前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が8メートルを超える部分 建築物の各部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離から8メートルを減じたものに0.6を乗じて得たものに15メートルを加えたもの</u>	

(改正案)

別表第2(第3条―第8条関係)

1 中山桜台A地区地区整備計画区域～8 ふじガ丘地区地区整備計画区域 (略)

9 宝塚山手台地区地区整備計画区域

(ア)	計画地区の区分		<u>独立住宅地区Ⅱ</u>	
(イ)	建築してはならない建築物		<u>次に掲げる建築物以外の建築物</u> <u>(1) 戸建専用住宅</u> <u>(2) 戸建住宅で、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、次のいずれかの用途を兼ねるもの</u> <u>ア 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房</u> <u>イ 令第130条の3第6号に掲げるもの</u> <u>(3) 近隣に居住する者の社会教育的な活動又は自治活動の目的の用に供する公民館、集会所その他これらに類するもの</u> <u>(4) 巡査派出所、公衆電話所その他令第130条の4各号（第5号トを除く。）に掲げるもの</u> <u>(5) 前各号の建築物に附属するもの</u>	
(ウ)	建築物の容積率	(a)		
		(b)		
(エ)	建築物の建蔽率	(a)		
		(b)		
(オ)	建築物の敷地面積の最低限度	(a)	<u>宝塚山手台地区地区計画に附属する計画図（以下宝塚山手台地区地区整備計画区域の部において「計画図」という。）に表示するcの区域以外の区域</u>	<u>計画図に表示するcの区域</u>

		(b)	<u>170平方メートル</u>	<u>300平方メートル</u>	
(カ)	建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離の最低限度	(a)	<u>建築物の外壁等の面から計画図に表示するaの部分の道路境界線（水路がある場合においては、その水路との境界線）までの距離</u>	<u>建築物の外壁等の面から計画図に表示するa及びbの部分以外の部分の道路境界線（水路がある場合においては、その水路との境界線）までの距離</u>	
		(b)	<u>2メートル</u>	<u>1.8メートル</u>	
		(c)	<u>次の各号のいずれかに該当するもの</u> <u>(1) 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの</u> <u>(2) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの</u>		
(キ)		(a)	<u>全域</u>		
		(b)	<u>9メートル（軒の高さの最高限度は7メートル）</u>		
		(c)	<u>階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上突出部及びむね飾り、防火壁の屋上突出部その他これらに類する屋上突出物は、これを算入する。</u>		

1 0 川面3丁目地区地区整備計画区域～2 7 武庫川町地区地区整備計画区域 （略）

3 8 東洋町地区地区整備計画区域

(ア)	計画地区の区分	公共公益施設地区	
(イ)	建築してはならない建築物	次に掲げる建築物 (1) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (2) カラオケボックスその他これに類するもの <u>(3) 住宅</u> <u>(4) 共同住宅、寄宿舎又は下宿</u>	

(キ)	建築物の高さの最高限度		
		(b)	20メートル。ただし、東洋町地区地区計画（平成30年宝塚市告示第70号）の告示の際現に存する建築物にあっては、この限りでない。

3 9 青葉台地区地区整備計画区域～4 1 武田尾地区地区整備計画区域 （略）

議案第 68 号

宝塚市環境衛生事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市環境衛生事務手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 30 年（2018 年）5 月 22 日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市条例第 号

宝塚市環境衛生事務手数料条例の一部を改正する条例

宝塚市環境衛生事務手数料条例（平成 22 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条に次の 3 号を加える。

- （4） 土壤汚染対策法第 27 条の 2 第 1 項の規定に基づく汚染土壤処理業の譲渡及び譲受の承認の申請に対する審査 汚染土壤処理業の譲渡及び譲受承認申請手数料 1 件につき 100,000 円
- （5） 土壤汚染対策法第 27 条の 3 第 1 項の規定に基づく汚染土壤処理業者である法人の合併又は分割の承認の申請に対する審査 汚染土壤処理業者である法人の合併又は分割承認申請手数料 1 件につき 100,000 円
- （6） 土壤汚染対策法第 27 条の 4 第 1 項の規定に基づく汚染土壤処理業の相続の承認の申請に対する審査 汚染土壤処理業の相続承認申請手数料 1 件につき 100,000 円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 6 8 号

宝塚市環境衛生事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市環境衛生事務手数料条例(平成22年条例第9号)新旧対照表

現行	改正案
(土壌汚染対策法の規定に基づく事務に係る手数料) 第4条 市長は、土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)の規定に基づく事務について、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める名称の手数料をその申請する者から徴収する。 (1)～(3) (略)	(土壌汚染対策法の規定に基づく事務に係る手数料) 第4条 市長は、土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)の規定に基づく事務について、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める名称の手数料をその申請する者から徴収する。 (1)～(3) (略) <u>(4) 土壌汚染対策法第27条の2第1項の規定に基づく汚染土壌処理業の譲渡及び譲受の承認の申請に対する審査 汚染土壌処理業の譲渡及び譲受承認申請手数料 1件につき100,000円</u> <u>(5) 土壌汚染対策法第27条の3第1項の規定に基づく汚染土壌処理業者である法人の合併又は分割の承認の申請に対する審査 汚染土壌処理業者である法人の合併又は分割承認申請手数料 1件につき100,000円</u> <u>(6) 土壌汚染対策法第27条の4第1項の規定に基づく汚染土壌処理業の相続の承認の申請に対する審査 汚染土壌処理業の相続承認申請手数料 1件につき100,000円</u>

議案第 69 号

宝塚市営霊園永代管理料基金条例及び宝塚市営霊園運営基金条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市営霊園永代管理料基金条例及び宝塚市営霊園運営基金条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成30年（2018年）5月22日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市条例第 号

宝塚市営霊園永代管理料基金条例及び宝塚市営霊園運営基金条例の一部を改正する条例

（宝塚市営霊園永代管理料基金条例の一部改正）

第1条 宝塚市営霊園永代管理料基金条例（平成29年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「宝塚市一般会計歳入歳出予算」を「宝塚市特別会計宝塚市営霊園事業費歳入歳出予算」に改める。

（宝塚市営霊園運営基金条例の一部改正）

第2条 宝塚市営霊園運営基金条例（平成29年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「宝塚市一般会計歳入歳出予算」を「宝塚市特別会計宝塚市営霊園事業費歳入歳出予算」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 6 9 号

宝塚市営霊園永代管理料基金条例及び宝塚市営霊園運営基金条例の一部を改正する
条例の制定について

宝塚市営霊園永代管理料基金条例(平成29年条例第26号)新旧対照表 (第 1 条関係)

現行	改正案
(積立て) 第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額とする。 (1) <u>宝塚市一般会計歳入歳出予算</u> (以下「予算」という。)で定める額 (2) (略)	(積立て) 第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額とする。 (1) <u>宝塚市特別会計宝塚市営霊園事業費歳入歳出予算</u> (以下「予算」という。)で定める額 (2) (略)

宝塚市営霊園運営基金条例(平成29年条例第27号)新旧対照表 (第2条関係)

現行	改正案
(積立て) 第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額とする。 (1) <u>宝塚市一般会計歳入歳出予算</u> <u> </u>(以下「予算」という。)で定める額 (2) (略)	(積立て) 第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額とする。 (1) <u>宝塚市特別会計宝塚市営霊園事業費歳入歳出予算</u>(以下「予算」という。)で定める額 (2) (略)

議案第 70 号

宝塚市市街化調整区域における開発行為及び建築物の新築等に関する条例の
制定について

宝塚市市街化調整区域における開発行為及び建築物の新築等に関する条例を次のとおり
制定するものとする。

平成 30 年（2018 年）5 月 22 日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市条例第 号

宝塚市市街化調整区域における開発行為及び建築物の新築等に関する条例

目次

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 市街化調整区域において行うことができる開発行為及び建築物の新築等（第 3
条・第 4 条）

第 3 章 北部地域において行うことができる開発行為及び建築物の新築等

第 1 節 北部地域土地利用計画及び地区土地利用計画（第 5 条―第 11 条）

第 2 節 特別指定区域（第 12 条―第 15 条）

第 4 章 雑則（第 16 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号。以下「法」という。）第
34 条第 12 号及び都市計画法施行令（昭和 44 年政令第 158 号。以下「法施行
令」という。）第 36 条第 1 項第 3 号ハの規定に基づき、市街化調整区域において行
うことができる市街化を促進しない開発行為及び建築物の新築等（新築、改築又は用
途の変更をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例における用語の意義は、法及び法施行令において使用する用語の例によ
るほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 総合計画 宝塚市まちづくり基本条例（平成 13 年条例第 36 号）第 14 条第

1 項に規定する総合計画をいう。

(2) 都市計画マスタープラン 法第18条の2第1項の規定により市が定める都市計画に関する基本的な方針をいう。

(3) 北部地域 都市計画マスタープランにおいて北部地域として区分される地域をいう。

第2章 市街化調整区域において行うことができる開発行為及び建築物の新築等
(市街化を促進しない開発行為)

第3条 法第34条第12号に規定する条例で区域、目的又は予定建築物等の用途を限り定める開発行為は、法施行令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地を含まない土地の区域における別表第1右欄に掲げる建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為とする。

(市街化を促進しない建築物の新築等)

第4条 法施行令第36条第1項第3号ハに規定する条例で区域、目的又は用途を限り定める建築物の新築等は、法施行令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域を含まない土地の区域における別表第1右欄に掲げる建築物の新築等とする。

第3章 北部地域において行うことができる開発行為及び建築物の新築等

第1節 北部地域土地利用計画及び地区土地利用計画

(北部地域土地利用計画)

第5条 市は、北部地域の豊かな自然環境及び田園環境を適切に保全しつつ、地域活性化に向けたまちづくりを進めていくため、北部地域の土地利用の在り方を示すための計画（以下「北部地域土地利用計画」という。）を定めるものとする。

2 市は、北部地域土地利用計画の策定に当たっては、総合計画の趣旨に沿ったものとするとともに、都市計画マスタープランその他の市が定める土地利用に関する計画又は方針との整合性を確保するものとする。

3 市は、北部地域における土地利用の適切な調整を図るため、北部地域土地利用計画において次の表の左欄に掲げる区域の特性に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる区域を定めることができる。

区域の特性	区域
公益性の高い自然環境及び生態系の保全を図るべき区域	保全区域

森林が持つ多面的機能の発揮を図り、又は地域環境の形成に寄与する民有林等の保全を図るべき区域	森林区域
農地の保全又は農業の振興を図るための農業生産の基盤となる農用地区域等からなる区域	農業区域
住宅その他の建築物の敷地として既に土地利用がされている区域で、豊かな自然環境及び農業振興との調和を図りながら、良好な居住環境の形成及び維持を図るべきものの	集落区域

- 4 前項に定めるもののほか、計画の名称、目標、区域の範囲その他の北部地域土地利用計画において定める事項は、規則で定める。

(北部地域土地利用計画の策定手続)

第6条 市長は、前条の規定により北部地域土地利用計画を定めようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ当該北部地域土地利用計画の案を公衆の縦覧に供しなければならない。

- 2 前項の規定による縦覧があったときは、当該北部地域土地利用計画を定めようとする区域の住民及び利害関係人は、規則で定めるところにより市長に意見の申出をすることができる。

- 3 市長は、前条の規定により北部地域土地利用計画を定めようとするときは、あらかじめ、宝塚市都市計画審議会（宝塚市都市計画審議会条例（平成12年条例第17号）第1条に規定する宝塚市都市計画審議会をいう。以下「都市計画審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

- 4 市長は、北部地域土地利用計画を定めたときは、その旨を告示するとともに、これを公衆の縦覧に供しなければならない。

(地区土地利用計画)

第7条 市は、北部地域土地利用計画において定める区域の特性に合わせ、北部地域における地区ごとの住民主体のまちづくりに資するため、地区土地利用計画を定めることができる。

- 2 市は、地区土地利用計画の策定に当たっては、北部地域土地利用計画との整合性を確保するものとする。

- 3 市は、地区土地利用計画において、第5条第3項の表右欄に掲げる集落区域に定めら

れた区域について別表第2左欄に掲げる区域を定めることができる。

4 市は、前項の規定による区域の決定に当たっては、当該区域内において行う開発行為が当該開発行為の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適當と認められるものとしなければならない。

5 市は、第3項の規定による区域の決定に当たっては、当該区域内において行う開発行為に係る予定建築物等の用途が開発区域及びその周辺地域における環境の保全上支障がないと認められるものとしなければならない。

6 第3項に定めるもののほか、計画の名称、区域の範囲その他の地区土地利用計画に定める事項は、規則で定める。

（地区土地利用計画の策定手続）

第8条 市長は、前条の規定により地区土地利用計画を定めようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ当該地区土地利用計画の案を公衆の縦覧に供しなければならない。

2 前項の規定による縦覧があったときは、当該地区土地利用計画を定めようとする区域の住民及び利害関係人は、規則で定めるところにより市長に意見の申出をすることができる。

3 市長は、前条の規定により地区土地利用計画を定めようとするときは、あらかじめ、都市計画審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、地区土地利用計画を定めたときは、その旨を告示するとともに、これを公衆の縦覧に供しなければならない。

（土地利用計画等の変更申出）

第9条 北部地域土地利用計画又は地区土地利用計画（以下「土地利用計画等」という。）の区域内の土地の所有権又は建物の所有を目的とする対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）を有する者（以下「土地所有者等」という。）は、土地利用計画等の変更に係る素案となるべき内容を、市長に申し出ることができる。

（土地利用計画等の変更申出の手続）

第10条 前条の規定による申出をしようとする者は、規則で定めるところにより市長に申し出なければならない。

2 市長は、前項の申出があったときは、次に掲げる基準により土地利用計画等の変更の要否を判断するものとする。

- (1) 当該申出の内容が関係法令並びに市が定める土地利用に関する計画及び方針（当該土地利用計画等を除く。）に適合していること。
- (2) 当該申出の目的及び内容に合理的な理由があること。
- (3) 当該申出に係る区域の設定に合理的な理由があること。
- (4) 当該申出に係る区域の周辺環境に配慮していること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める基準に適合していること。

3 市長は、第1項の申出による土地利用計画等の変更が必要であると認めたときは、土地利用計画等の変更案を作成するものとする。

4 市長は、第1項の申出による土地利用計画等の変更の必要がないと認めたときは、その旨及びその理由を当該申出をした者に通知しなければならない。

5 市長は、前項の通知をしようとするときは、都市計画審議会の意見を聴かなければならない。

6 市長は、第3項の変更案を作成する場合において必要があると認めるときは、説明会の開催その他必要な措置を講ずるものとする。

（土地利用計画等の変更）

第11条 市は、次の各号のいずれかに該当するときは、土地利用計画等を変更することができる。

- (1) 開発行為又は建築物の新築等による土地利用の実情等に応じて変更する必要があるとき。
- (2) 前条第3項の規定により、市長が土地利用計画等の変更案を作成したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認めるとき。

2 規則で定める軽微な変更を除き、第6条及び第8条の規定は、前項の規定による土地利用計画等の変更について準用する。

第2節 特別指定区域

（特別指定区域の指定）

第12条 市長は、第7条第3項の規定により定めた区域のうち、法施行令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地を含まない区域を特別指定区域として指定するもの

とする。

2 市長は、特別指定区域を指定したときは、その旨を告示するとともに、これを公衆の縦覧に供しなければならない。

3 特別指定区域の指定は、前項の規定による告示のあった日から、その効力を生ずる。

4 前2項の規定は、特別指定区域の指定の変更について準用する。

(特別指定区域における市街化を促進しない開発行為)

第13条 前条の規定により指定した特別指定区域における法第34条第12号に規定する条例で区域、目的又は予定建築物等の用途を限り定める開発行為は、当該特別指定区域に係る別表第2左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表右欄に定める建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為とする。

(特別指定区域における市街化を促進しない建築物の新築等)

第14条 第12条の規定により指定した特別指定区域における法施行令第36条第1項第3号ハに規定する条例で区域、目的又は用途を限り定める建築物の新築等は、当該特別指定区域に係る別表第2左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表右欄に定める建築物の新築等とする。

(開発審査会の意見聴取)

第15条 市長は、特別指定区域における法第29条第1項、第35条の2第1項、第41条第2項ただし書、第42条第1項ただし書及び第43条第1項の規定による許可をしようとする場合において必要があると認めるときは、宝塚市開発審査会（宝塚市開発審査会条例（平成15年条例第9号）第1条に規定する宝塚市開発審査会をいう。）の意見を聴くことができる。

第4章 雑則

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年10月1日から施行する。ただし、第5条、第6条及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(宝塚市開発審査会条例の一部改正)

2 宝塚市開発審査会条例の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(所掌事務)

第2条 審査会は、法第78条第1項に定める事項のほか、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 開発行為等の規制についての重要事項に関すること。

(2) 宝塚市市街化調整区域における開発行為及び建築物の新築等に関する条例
(平成30年条例第 号) 第15条の規定に関すること。

(宝塚市都市計画審議会条例の一部改正)

3 宝塚市都市計画審議会条例の一部を次のように改正する。

第7条を第8条とし、第2条から第6条までを1条ずつ繰り下げ、第1条の次に次の1条を加える。

(所掌事務)

第2条 審議会は、法律又はこれに基づく政令に定めるもののほか、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

(1) 本市が定める都市計画に関すること。

(2) 兵庫県が定める都市計画に対する本市の意見に関すること。

(3) 宝塚市市街化調整区域における開発行為及び建築物の新築等に関する条例
(平成30年条例第 号) の規定により審議会の権限に属させられた事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める事項

別表第1 (第3条、第4条関係)

区分	建築物
1	次の各号のいずれかに該当する者が、市街化区域と市街化調整区域との区分に関する都市計画の決定により市街化調整区域として区分され、又は当該都市計画を変更してその区域が拡張された日(以下「区域区分日」という。)前から所有し、又は区域区分日の前日における所有者若しくは相続等によりその者の地位を承継した者から区域区分日以後の相続等により承継し、若しくは承継することが確実な市街化調整区域内の土地で規則で定めるもの(以下「区域区分日

	前所有地」という。)において、婚姻等による別世帯の構成に伴い、新たに必要とする自己の居住の用に供する戸建ての住宅で規則で定める建築物の延べ面積及び敷地面積の基準を満たすもの (1) 市街化調整区域にある区域区分日前から親族（民法（明治29年法律第89号）第725条に規定する親族をいう。以下同じ。）が所有し、かつ、居住している住宅（以下「区域区分日前住宅」という。）に、同居し、又は同居していた者 (2) 区域区分日前住宅に同居していた親族が居住している住宅に、同居し、又は同居していた者（区域区分日前住宅に同居していた親族の2親等以内の者に限る。） (3) 市街化調整区域にある区域区分日以後に親族が所有し、かつ、居住している住宅に、通算して10年以上同居し、又は同居していた者
2	市街化調整区域に区域区分日前から居住し、又は居住していた者が、区域区分日前所有地において、転勤等による転入、借家からの転居、婚姻等による別世帯の構成等に伴い、新たに必要とする自己の居住の用に供する戸建ての住宅で規則で定める建築物の延べ面積及び敷地面積の基準を満たすもの
3	建築物の新築等を予定する者が、50以上の建築物が連たんしている土地の区域その他これに準ずる土地の区域内にある区域区分日前所有地において、転勤等による転入、借家からの転居、婚姻等による別世帯の構成等に伴い、新たに必要とする自己の居住の用に供する戸建ての住宅で規則で定める建築物の延べ面積及び敷地面積の基準を満たすもの
4	自己の居住の用に供する戸建ての住宅に通算して10年以上居住している者が、転勤、介護者との同居等による転居が必要となるため他の者へ譲渡しようとする当該住宅で規則で定める建築物の延べ面積の基準を満たすもの
5	周辺の生活環境の保全に資するものとして、次の各号のいずれにも該当する住宅のうち、この条例の施行の日以後に除却された住宅の土地（その所有者が当該住宅を除却する前に規則で定める申出を行った敷地に限る。）において、除却した当該住宅と同一の用途及び同一の規模以下で申出日から10年以内に建築するもの

	(1) 昭和45年10月30日以前に建築した住宅 (2) 除却時に空家である住宅
--	--

別表第2（第7条、第13条、第14条関係）

土地の区域	建築物
1 北部地域に通算して10年以上居住し、又は居住していた者（以下「長期居住者」という。）の住宅の新築等により定住人口の維持に資する土地の区域	長期居住者が、自己が所有する土地又は規則で定める者から相続等によりその地位を承継することが確実な土地（以下「自己所有地等」という。）において、婚姻等による別世帯の構成等に伴い、新たに必要とする自己の居住の用に供する戸建ての住宅で規則で定める建築物の延べ面積及び敷地面積の基準を満たすもの
2 建築物の新築等を予定する者の住宅の新築等により定住人口の維持に資する土地の区域	建築物の新築等を予定する者が、北部地域に定住することを目的に、自己所有地等において、新たに必要とする自己の居住の用に供する戸建ての住宅で規則で定める建築物の延べ面積及び敷地面積の基準を満たすもの
3 前2項に掲げる区域のいずれにも該当する土地の区域	前2項に定める建築物

議案第 7 0 号

宝塚市市街化調整区域における開発行為及び建築物の新築等に関する条例の制定について
宝塚市開発審査会条例(平成15年条例第9号)新旧対照表 (附則第 2 項関係)

現行	改正案
<u>(所掌事務)</u> <u>第2条 審査会は、法第78条第1項に定める事項のほか、市長の諮問に応じて、開発行為等の規制についての重要事項に関することを調査審議する。</u>	<u>(所掌事務)</u> <u>第2条 審査会は、法第78条第1項に定める事項のほか、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議する。</u> <u>(1) 開発行為等の規制についての重要事項に関すること。</u> <u>(2) 宝塚市市街化調整区域における開発行為及び建築物の新築等に関する条例(平成30年条例第 号)第15条の規定に関すること。</u>

宝塚市都市計画審議会条例(平成12年条例第17号)新旧対照表 (附則第3項関係)

現行	改正案
	<u>(所掌事務)</u> <u>第2条</u> 審議会は、法律又はこれに基づく政令に定めるもののほか、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。 (1) <u>本市が定める都市計画に関すること。</u> (2) <u>兵庫県が定める都市計画に対する本市の意見に関すること。</u> (3) <u>宝塚市市街化調整区域における開発行為及び建築物の新築等に関する条例(平成30年条例第 号)の規定により審議会の権限に属させられた事項</u> (4) <u>前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める事項</u>
(組織) <u>第2条</u> (略) (臨時委員及び専門委員) <u>第3条</u> (略) (会長) <u>第4条</u> (略) (議事) <u>第5条</u> (略) (幹事) <u>第6条</u> (略) (委任) <u>第7条</u> (略)	(組織) <u>第3条</u> (略) (臨時委員及び専門委員) <u>第4条</u> (略) (会長) <u>第5条</u> (略) (議事) <u>第6条</u> (略) (幹事) <u>第7条</u> (略) (委任) <u>第8条</u> (略)

議案第 7 1 号

宝塚市立文化芸術センター条例の制定について

宝塚市立文化芸術センター条例を次のとおり制定するものとする。

平成 3 0 年（2 0 1 8 年）5 月 2 2 日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市条例第 号

宝塚市立文化芸術センター条例

（設置）

第 1 条 宝塚市民の文化芸術に関する基本条例（平成 2 5 年条例第 4 2 号）に基づき、文化芸術の振興を図り、もって心豊かな市民生活の向上及び文化の薫り高いまちづくりに寄与するため、新たな文化創造及び市民交流の場として、宝塚市立文化芸術センター（以下「センター」という。）を設置する。

（位置）

第 2 条 センターの位置は、宝塚市武庫川町 1 0 3 4 番とする。

（事業）

第 3 条 センターは、第 1 条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- （1）造形芸術を始めとする文化芸術事業の実施に関すること。
- （2）市民の文化芸術活動の支援に関すること。
- （3）造形芸術を始めとする文化芸術活動のため、施設をその利用に供すること。
- （4）文化芸術を通じた関連分野における施策と連携した事業の実施及び市民交流の場の提供に関すること。
- （5）文化芸術に関する情報の収集及び提供に関すること。
- （6）前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事業の実施に関すること。

（施設）

第 4 条 センターに次に掲げる施設を置く。

- （1）ギャラリー 1
- （2）ギャラリー 2
- （3）ホール
- （4）造形室

(5) 会議室

(指定管理者による管理)

第5条 センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(施設の複合的利用)

第6条 指定管理者は、センター及び宝塚市都市公園条例（昭和44年条例第40号）別表第1に規定する宝塚文化芸術センター庭園の施設について、複合的施設として相互の効率的利用を図るものとする。

(開館時間)

第7条 センターの開館時間は、午前9時から午後10時までの時間の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て第4条に規定する施設ごとに定める。

2 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第8条 センターの休館日は、毎月5日以内の日数を設けるものとし、指定管理者が市長の承認を得て定める。

2 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、休館日を変更し、若しくは臨時に休館日を設け、又は休館日に開館することができる。

(利用許可)

第9条 センターの施設を利用しようとする者は、指定管理者に申請し、その許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも同様とする。

2 センターの共用スペースを占有して利用しようとする者は、指定管理者に申請し、その許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも同様とする。

3 指定管理者は、前2項の規定による許可をするに際し、条件を付することができる。

(利用許可の制限)

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項又は第2項の規定による許可をしてはならない。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 建物、設備、備品等を滅失し、損傷し、又は汚損するおそれがあるとき。

(3) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があると認めるとき。

(利用料金)

第11条 第9条第1項又は第2項の規定により利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、指定管理者に対し、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

2 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める。利用料金の額を変更するときも同様とする。

3 第1項の規定により支払われた利用料金は、指定管理者の収入として収受させる。

(利用料金の減免)

第12条 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得た基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の返還)

第13条 既納の利用料金は、返納しない。ただし、指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得た基準に従い、その全部又は一部を返還することができる。

(利用目的の変更等の禁止)

第14条 利用者は、利用目的を許可なく変更し、又は利用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(利用許可の取消し等)

第15条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可を取り消し、利用許可の条件を変更し、又は利用の停止を命ずることができる。

(1) この条例の規定に違反したとき。

(2) 利用許可の条件に反し、又は許可を受けた利用目的以外の目的に利用したとき。

(3) 偽りその他不正な行為により、利用許可を受けたとき。

(4) 第10条各号のいずれかに該当する事由が判明し、又は生じたとき。

(原状回復の義務)

第16条 利用者は、施設の利用が終了したとき、又は前条の規定により利用許可の取消しを受け、若しくは利用の停止を命ぜられたときは、直ちに指定管理者の指示に従い、施設等を原状に復さなければならない。

(入館の制限)

第17条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為をするおそれがある者
- (2) 建物、設備、備品等を滅失し、損傷し、又は汚損するおそれがある者
- (3) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる物品又は動物を携行する者
- (4) 管理上必要な指示に従わない者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められる者

(損害賠償)

第18条 指定管理者及びセンターに入館した者は、建物、設備、備品等を滅失し、損傷し、又は汚損したときは、市長にその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者の指定)

第19条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別な事由があると認める場合を除き、公募するものとする。

2 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書にセンターの管理に係る業務に関する事業計画書その他規則で定める書類（以下「事業計画書等」という。）を添付して市長に提出しなければならない。

3 市長は、次に掲げる事項を基準として、前項の規定により指定の申請を行ったものを総合的に審査し、センターの管理を行わせるに最適な法人その他の団体を候補者として選定し、指定管理者に指定するものとする。

- (1) 利用対象者の平等な利用を確保できるものであること。
- (2) 事業計画書等の内容がセンターの効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。
- (3) センターの管理を安定して行う能力を有していること。

(指定管理者が行う業務)

第20条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第3条に規定する事業を遂行する業務
- (2) 利用許可に関する業務
- (3) 利用料金の徴収に関する業務
- (4) 建物、設備、備品等の維持及び小規模な修繕に関する業務

(5) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理に関し市長が必要であると認める業務

(指定管理者の指定等の告示)

第21条 市長は、第19条第3項の規定により、指定管理者の指定をしたときは、その旨を遅滞なく告示しなければならない。地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも同様とする。

(指定管理者の不在等の場合における管理)

第22条 地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合、第19条の規定による指定管理者の指定に当たりその候補者が存在しないことにより指定管理者による管理が行えない場合その他市長が必要であると認める場合は、指定管理者による管理が行えなくなるときから新たな指定管理者による管理が開始し、又は管理の業務の停止を命じた期間が終了するときまでの期間においては、第5条の規定にかかわらず、市長がセンターの管理を行うものとする。この場合において、市長は、別表に定める額の範囲内において使用料を徴収することができる。

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 センターに係る指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(宝塚市指定管理者選定委員会条例の一部改正)

3 宝塚市指定管理者選定委員会条例（平成27年条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1 1 市長が管理する公の施設の部に次のように加える。

(53) 宝塚市立文化芸術センター及び宝塚文化芸術センター庭園

別表第1備考中「第9号及び第22号」を「第9号、第22号及び第53号」に改める。

別表第2 1 市長が管理する公の施設の部に次のように加える。

(21)	宝塚市立文化芸術センター及び 宝塚文化芸術センター庭園	宝塚市立文化芸術センター及び宝塚文化 芸術センター庭園指定管理者選定委員会
------	--------------------------------	--

別表（第11条関係）

区分		単位	利用料金
施設の利用 料金	ギャラリー1	1人入場1回につき	2,000円
		1室1日につき	120,000円
	ギャラリー2	1室1日につき	28,000円
	ホール	1室1日につき	36,000円
	造形室	1室1日につき	12,000円
	会議室	1日につき	8,000円
センターの共用スペースを 占有して利用する場合の利 用料金		1時間につき1平方メートル当たり	24円

議案第71号

宝塚市立文化芸術センター条例の制定について

宝塚市指定管理者選定委員会条例(平成27年条例第3号)新旧対照表(附則第3項関係)

※この新旧対照表については、宝塚市公益施設条例(平成30年条例第14号)附則第3項の規定による改正後の宝塚市指定管理者選定委員会条例の規定を現行として作成しています。

(現行)

別表第1(第1条関係)

1 市長が管理する公の施設

(52) 宝塚市公益施設

2 (略)

備考 1市長が管理する公の施設の部第2号、第4号、第5号、第6号、第9号及び第22号並びに2宝塚市教育委員会が管理する公の施設の部第2号及び第6号に掲げる施設については、これらの号ごとに一の指定管理者を選定するものとする。

別表第2(第1条関係)

1 市長が管理する公の施設

区分	公の施設	指定管理者選定委員会の名称
(20)	宝塚市公益施設	宝塚市公益施設指定管理者選定委員会

2 (略)

(改正案)

別表第1(第1条関係)

1 市長が管理する公の施設

(52) 宝塚市公益施設
(53) 宝塚市立文化芸術センター及び宝塚文化芸術センター庭園

2 (略)

備考 1市長が管理する公の施設の部第2号、第4号、第5号、第6号、第9号、第22号及び第53号並びに2宝塚市教育委員会が管理する公の施設の部第2号及び第6号に掲げる施設については、これらの号ごとに一の指定管理者を選定するものとする。

別表第2(第1条関係)

1 市長が管理する公の施設

区分	公の施設	指定管理者選定委員会の名称
(20)	宝塚市公益施設	宝塚市公益施設指定管理者選定委員会
(21)	宝塚市立文化芸術センター及び宝塚文化芸術センター庭園	宝塚市立文化芸術センター及び宝塚文化芸術センター庭園指定管理者選定委員会

2 (略)

議案第 72 号

公の施設（宝塚市立末広駐車場）の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定しようとするので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 30 年（2018 年）5 月 22 日提出

宝塚市長 中 川 智 子

- | | | |
|---|------------|--|
| 1 | 公の施設の名称 | 宝塚市立末広駐車場 |
| 2 | 指定管理者となる団体 | 東京都千代田区霞が関 3 丁目 2 番 5 号
三井不動産リアルティ株式会社
代表取締役 山 代 裕 彦 |
| 3 | 指定の期間 | 平成 31 年 2 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日まで |

議案第 7 2 号

公の施設（宝塚市立末広駐車場）の指定管理者の指定について
地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2第1項～第5項 （略）

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 （略）

議案第 73 号

市道路線の認定変更について

次のとおり市道路線を認定変更しようとするので、道路法第 10 条第 3 項の規定により、
議会の議決を求める。

平成 30 年（2018 年）5 月 22 日提出

宝塚市長 中 川 智 子

整理 番号	路 線 名	認 定 区 間			重要な 経過地	備 考	
						路 線 延 長	路 線 幅 員
3344	3344号線	変更前	起点	雲雀丘 3丁目92番 地先		m	m
			終点	雲雀丘 3丁目93番 地先		22.10	最大 6.00 最小 4.20
		変更後	起点	雲雀丘 3丁目92番 3 地先		m	m
			終点	雲雀丘 3丁目89番 7 地先		50.20	最大 6.00 最小 4.20

議案第 7 3 号

市道路線の認定変更について
道路法(抜粋)

(路線の廃止又は変更)

第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。

3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

議案第73号
市道路線の認定変更について
認定路線図



議案第 74 号

宝塚市自治功労者の認定について

次の者を宝塚市自治功労者としていたので、宝塚市自治功労者条例第 2 条第 3 号の規定により、議会の認定を求める。

平成 30 年（2018 年）5 月 22 日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市自治功労者に認定しようとする者

住 所



氏 名 酒 井 喜 久

※個人情報保護のため、一部マスキングをしています。

議案第74号

宝塚市自治功労者の認定について

宝塚市自治功労者に認定しようとする者

住 所

氏 名

酒 井 喜 久

生年月日

勤続年数

37年

職 歴

昭和56年 4月	宝塚市に奉職
平成15年 7月	環境経済部経済振興室観光振興課長
平成17年 4月	都市産業活力部産業活力室観光振興課長
平成20年 4月	都市産業活力部産業国際文化室長
平成22年 4月	都市産業活力部次長(都市再生・アピア逆瀬川地域支援担当)
平成23年 4月	環境部クリーンセンター所長
平成25年 4月	教育委員会事務局管理部管理室長
平成26年 4月	環境部長
平成28年 4月	子ども未来部長
平成30年 3月	退職

宝塚市自治功労者条例(抜粋)

第2条 次に掲げる者は、自治功労者とする。

- (1) 1任期以上在職した市長
- (2) 2任期以上引き続き在職した議会議員
- (3) 市職員で本市に引き続き満20年以上勤続した者で議会の認定を経た者

※個人情報保護のため、一部マスキングをしています。